青少年指導者用

人権尊重の社会

～同和問題（部落差別）をはじめとする人権問題理解のために～

令和７年２月

東京都

はじめに

わが国の憲法では、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と定めています。

しかし、今日なお、同和問題をはじめ子供や女性、障害者、民族、人種等による差別問題等、人権に関わる様々な問題があります。

また、最近は、インターネット等の普及に伴い新たな人権問題も発生しています。人権問題の解決のためには、家庭、職場、地域社会などの全ての領域で人権尊重の理念が実現されることがきわめて大切です。

東京都では、個人の尊厳と自由・平等が最大限尊重される差別のない社会の実現を目指し、「東京都人権施策推進指針」及び「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に基づき、人権施策を総合的に推進しています。

この冊子は、日頃から、青少年の健全育成に関わっておられる皆様に、様々な人権問題を、身近な問題として取り上げ、理解と認識をより一層深めていただくための一助として作成したものです。

広く御活用されますよう心から希望いたします。

令和７年２月

東京都

目　次

1　巻頭論文

若い世代に選ばれる大人に
現場からの示唆 －出会う･つながる･選ばれる－
認定特定非営利活動法人育て上げネット　理事長　工藤　啓 …… 1

2　人権についての基礎知識 …… 7

「人権」とは …… 7
人権の世紀 …… 7
人権教育のための世界計画 …… 8
「子供の人権問題」の重要性について …… 8

3　子供の人権問題 …… 9

児童虐待 …… 9
いじめ …… 11
児童ポルノ等 …… 13

4　同和問題（部落差別）を理解するために …… 15

同和問題とは …… 15
同和問題を考える …… 17
同和問題の現状 …… 18

5　さまざまな人権問題 …… 21

男女平等参画社会の実現に向けて　－女性の人権問題－ …… 21
豊かな高齢社会を実現するために　－高齢者の人権問題－ …… 22
障害の有無にかかわらず共生する社会とバリアフリー　－障害者の人権問題－ …… 23
東京に暮らしているのは日本人だけではありません　－外国人の人権問題－ …… 24
人権意識を持ってインターネットを利用しよう　－インターネットによる人権侵害－ …… 25
からだとこころの性が一致せず苦しんでいる人がいます …… 26
性のあり方は様々です …… 27
犯罪被害者やその家族に必要なのは周囲の理解と支援です …… 27
刑を終えて出所した人 …… 28

6　都の取組 …… 29

東京都人権施策推進指針
～誰もが幸せを実感できる「世界一の都市・東京」を目指して～ …… 29
東京都における人権啓発の取組 …… 30

7　関係資料 …… 32

資料１　日本国憲法（抜粋） …… 32
資料２　世界人権宣言（概要） …… 32
資料３　あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（概要） …… 32
資料４　国際人権規約（概要） …… 32
資料５　オリンピック憲章（抜粋） …… 33
資料６　東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例 …… 33
資料７　同和対策審議会答申（概要） …… 33
資料８　地域改善対策協議会意見具申（概要） …… 33
資料９　部落差別の解消の推進に関する法律 …… 34
資料10　東京都同和問題懇談会答申（概要） …… 35
資料11　児童の権利に関する条約（概要） …… 35
資料12　児童虐待の防止等に関する法律（概要） …… 36
資料13　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに
児童の保護等に関する法律（概要） …… 36
資料14　東京都青少年の健全な育成に関する条例（抜粋） …… 37
資料15　いじめ防止対策推進法（概要） …… 37
資料16　東京都いじめ防止対策推進条例（抜粋） …… 38
資料17　東京都こども基本条例（抜粋） …… 39
資料18　こども基本法（抜粋） …… 39
主な相談機関 …… 40

若い世代に選ばれる大人に
現場からの示唆 ― 出会う・つながる・選ばれる ―

認定特定非営利活動法人育て上げネット
理事長　工藤　啓

1. 若者とは誰か

私たちの社会は「●●世代」という名称を付けて、そのときどきの若い世代固有の価値観や行動様式を把握しようとします。その一方で、現場では100人いれば、100人の人生や背景があり、対応は個別的であると議論します。その世代の全体像をつかむことも、一人ひとりの若者に合ったかかわりをすることも、どちらもとても大切です。ただ、私たちが出会う若者たちの数は限られており、困りごとがあれば一人ひとりに寄り添って、一緒にどうしたらいいか悩む日々です。

私は、認定特定非営利活動法人育て上げネット（以下「育て上げネット」といいます。）という団体を20年前に立ち上げ、若い世代の社会参加と就労を支援してきました。いまも現場ではさまざまな若者や子どもたちと日常的にかかわっています。本論文では現場であったケースや知見を共有することで、私たち一人ひとりが、若い世代のために“やれそうなこと”を見つけられる手掛かりになれば幸いです。

最初に、本論文で使う「若者」を定義しておきます。私たちは日常生活のなかで、たくさんの「若者」という言葉に触れます。ときにそれは、発言した個人が思い描く若者であり、その説明がなされなければ、相互に描く若者像によって理解がゆれてしまいます。

本論文では、若者を「概ね15歳から39歳」とします。国や自治体が行う若者の調査や政策対象年齢にはばらつきがあります。そこで、15歳から39歳までを範囲にしておくことで、各種調査や政策の対象年齢をカバーすることができます。若さの認識はひとそれぞれ異なりますが、ここでは15歳から39歳までの年齢のひとたちを「若者」として使用していきます。

2. 取り残された「若者」世代

いま、若い世代の苦しい現状が取り沙汰されています。特に顕著なのは若い世代の死因順位です。厚生労働省の調査（令和５年）(1)では、死因順位を5歳階級でみる場合、10歳から39歳までの死因の第一位はすべて自殺です。自殺対策の現場の声を聴くと、「死にたい」だけではなく、「生きたくない」「消えてしまいたい」という感情が見えてきます。

戦後、さまざまな福祉制度や福祉政策がつくられるなかで、若い世代に光があたったのが2003年の「若者自立・挑戦プラン」だと考えています。当時は非正規・不安定雇用で働く若者が問題とされました。自らの責任でそれらを選んだわけではないことは特筆しておきますが、社会としてもなんとか職業的自立を果たしてもらおうと、キャリア教育、職場体験、職業訓練などを充実させていくことになりました。

なぜここまで若者たちへの支援は遅れたのでしょうか。私は３つのポイントがあると考えています。ひとつは「時代性」です。若者たちは労働力であり、働くことで将来が少なからず見通せた時代がありました。ふたつ目は「精神性」です。私たちは意識的にせよ、無意識的にせよ、若い世代はそれ以外の世代と比較して「やれることが多い」と考えがちです。若いからがんばれる、若いから食べられる、若いから大丈夫。がんばれる若者もいるかもしれませんが、そうでない若者も当然います。「●●世代」のように、全体的にとらえてしまう風潮、若者に対する全能性のような思考は、若者への支援を後回しにしてしまった背景にあると思います。

2000年代に入り、遂に若い世代にも社会的、政策的な視点が向けられました。しかし、日本社会にお

ける「余力」は残っておらず、若者に対して十分なリソース（予算）を振り向けることができないまま、現在に至っています。

先に若者の死因順位に触れましたが、15歳以上の働く意欲のあるひとのうち、職がなく求職活動をしている人を完全失業者と言います。完全失業率を見ると、15歳から24歳、25歳から34歳が常に高い割合で、仕事を探しています。働きたくても働けていません。ときに「選ばなければある」という言葉もいただきますが、職業を選択するのは個人の自由であり、キャリア形成の基本です。

また、内閣府が実施した「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和5年）」では、孤独感にさいなまれているのは10代から30代を含む世代です（40代、50代も高い孤独感を有しています。）。

働きたくても働けない、孤独である、消えてしまいたい、若者たちが置かれた現状は、決して自己責任ではなく、社会的に作られた状況であるとも言えるのではないでしょうか。その一方で、若者や子どもたちの苦しい状況を知り、支援者や指導者の立場の有無を越えて、すでに手を尽くされている方々の存在は、若者にとって大きな希望と言えます。

3.出会う・つながる・選ばれる

若者支援を生業とする育て上げネットで、特に力を入れているのが若者との接点づくりです。この接点を「出会う」「つながる」「選ばれる」の三つにわけています。

「出会う」は、私たちの存在を認知してもらうことです。チラシやポスター、インターネット、若者につながっているひとを介することも含みます。とにかく若者のもとに、私たちの活動・存在情報を届ける活動です。SNSや動画サイトなども、情報が広がりやすいものですが、情報があふれ、かつ、スマートフォンの画面には個人の嗜好性に合うように情報が選別されてしまいますので、若者とかかわりのある方々を経由した「ひとづて」にも力を入れています。

「つながる」は、若者からも私たちからも情報が出入りできる状態を指します。わかりやすい例としては、私たちが持つ若者向けのLINEアカウントに登録してもらえると、私たちから登録者（若者）に情報を伝達することが可能になります。私たちの存在を認知してくれた若者に、私たちから連絡や情報提供できることが接点づくりの二段階目となります。

最後は、「選ばれる」です。どのような活動であっても、若者たちに選んでもらえなければ意味がありません。相談窓口でも、居場所でも、地域活動や就職支援であっても、その活動を知った若者にとって、利用してみたいと思えなければ存在しないのと同じです。選んでもらえるよう、さまざまなデータを見たり、現場で若者たちから聞き取った希望を形にしたり、若者たちと一緒にプログラムをつくることもあります。

これはよい機会になるはずと考えても、若者がまったく選ばないこともあれば、私たちの想像以上に若者たちに選ばれる取り組みもあります。若者に「選ばれる」ための創意工夫を常にしていかなければなりません。

若者と接点をつくるための「出会う」「つながる」「選ばれる」は、非常に一般的な工程です。しかし、職員全員で意識して、それぞれにうまくいったことや、うまくいかなかったことを共有することで、できるだけ多くの若者と接点を持てる団体になろうという土壌が育まれます。

4.若者たちがいる場所へ

対人支援領域における従来のスタンスは「来訪型（通所型）」と呼ばれる、相談窓口で待っていれば困っているひとたちが連絡をして、相談場所に足を運んでくれるはずだというものです。しかし、来訪型には足を運べるひとだけしか利用できません。困っているひとほど声をあげられないこともありますし、物理的

に距離があれば交通費がかかります。

1990年代からは、自宅から出ないのではなく、出られない若者のために、自宅や付近の場所まで支援者が足を運ぶ「訪問型」が出てきます。近年では、「アウトリーチ」という言葉が使われます。「アウト＝外型へ」「リーチ＝届ける」ことを意味し、支援者が若者のいる場所に伺います。近年では、引き出し屋と呼ばれる、当事者本人の意志とは無関係に自宅に行き、連れ出してしまう事件もときどき報道されます。重要なのは、当事者の希望と、どのような場所や形式であれば話を聴かせてくれるのかをしっかり確認することです。

来訪型（通所型）と訪問型に共通するのは、「困っているひと」を支援するための対処的な取り組みです。リスク・アプローチとも言います。一方、育て上げネットでは、対処型/リスク・アプローチと同時に、予防型/ポピュレーション・アプローチという手法も行っています。これは困るかもしれないし、困らないかもしれないけれど、若者たちがいる場所に足を運ぶ「アウトリーチ」活動の一環です。

例えば、育て上げネットでは、要望のあった高校と連携をして、学校内で生徒に対して支援を行っています。学校に行けない学生もいますが、少なくとも学校に登校している学生とは、校内でつながることができます。学校の依頼で多いのは、学習支援や校内での居場所設置、先生と連携をした進路指導です。高校生は、中退または卒業すると学校との関係がどうしても薄くなります。学校との連携は、卒業後に困った状態になったとき、在学中からつながりがあれば、私たちのような学外のNPOなどにも相談ができる環境を作っておこうということも意図しています。

また、より孤立しやすく、困りやすい若者がいる公共機関として少年院や法務少年支援センターがあります。学校と同じように、収容中の少年が出院する前に、少年院のなかで出会うことで、出院後の更生支援につながりやすくなります。若者支援の一環として、約15年前から少しずつ少年院や法務少年支援センターと連携をしています。

昔は、若い世代にとっての「たまり場」のような場所が地域にありました。それはときに、地域のゲームセンターや公園、コンビニの前だったのかもしれません。しかし、孤独感の高まりや孤立している若者たちは、どこかにみんなで集うことがありません。あそこに行けば誰かいるという場所がありません。そんな若者たちの一部が、誰がいるかはわからないけれど、同じような境遇の若者たちがいるらしいと、夜の繁華街に足を運ぶようなことが各地で起こっています。

「トー横」や「グリ下」という名称を聞いたことがあるかもしれません。都内外から、自宅に居場所がない、親や家族を頼ることができない若者たちが、首都圏の繁華街に集っています。そこには悪意を隠した大人が多数存在するため、さまざまな事故や事件に巻き込まれるリスクがあり、すでに巻き込まれてしまう若者も出ています。

5.夜のユースセンター

自宅にいられず、行き場を失った若者たちの存在を受け、「居場所」の必要性が叫ばれています。社会的・経済的に苦しく、余裕のない家庭の子どもたちのためと、全国で「こども食堂」が広がりました。日本にご飯が食べられない子どもたちがいるわけがないという言葉も過去のもので、いまや子ども食堂は全国1万箇所以上に広がっています。

子どもはある日、突然、若者となり、劇的に環境や状況が改善するわけではありません。若者たちが夜な夜な繁華街に出ていく現状と相まって、少しずつ若者のための居場所を設置する動きが出てきています。

2022年5月、育て上げネットは「夜のユースセンター」（以下、「夜ユース」といいます。）を設置しました。夜間帯でも若者が集まれて、食事をしたり、好きなことをしたり、ひとりでぼんやりすることもできる、民

間の居場所です。財源は寄付者に頼っています。

（画像：認定特定非営利活動法人育て上げネット「夜のユースセンター」事業）

10代、20代を中心に、毎回平均30名から40名の若者が利用しています。特徴は「無目的性」で、夜ユースでは成果指標を掲げていません。利用者数、相談者数、来所者の状況がどれだけ改善したのかという目標もありません。若者たちに相談することを促すことすらほとんどしませんが、信頼関係が積み重なると若者たちから口を開くようになります。家庭や学校、職場のこと、家族関係や友人関係の悩みが打ち明けられ、本人からの希望があれば、「支援」につなげます。支援につなげるための居場所でないため、若者にとっても居心地がよいそうです。

利用する若者について質問が多いのですが、話をしてくれた若者たちで言えば、ひきこもりやヤングケアラー、非行少年、被虐待、貧困などのキーワードが頭に浮かびます。物理的な制約と、資金的な限度があるため、夜ユースの利用者は学校の先生や公的機関の相談員、養護施設の職員、地域の方々から話を聞いて来ます。一度目は紹介者と一緒に来所して、その後は利用したいときに利用する若者が多いです。

ある女性は、ときどき、夜から明け方まで新宿の「トー横」にも行っていると教えてくれました。そこで私は、「トー横と、夜ユースはどちらがよい？」と質問しました。正直、安全・安心が保障され、若者たちを利用するような大人のいない夜ユースと答えてくれることを期待してしまっていました。しかし、彼女の回答は異なりました。

「家じゃなければどこでもいい」

どれほど寒くて（暑くて）も、危険性をわかっていても、女性にとっては自宅にいることに比べたら「マシ」ということです。安全だから、空調が効いているから、ご飯が食べられるから、夜ユースが選ばれているのではありません。自宅にいるより「マシ」だから来てくれているのです。

実家に暮らし、安定した仕事に就いている男性も、夜ユースを利用している理由を教えてくれました。日中は職場で働き、自宅では疲れて寝るだけ。しかし、休日はひとりボッチで、夜は寂しく、苦しくなる。誰でもいいので、ひとが集まる空間を求めてさまようことがあり、夜ユースもひとつの選択肢だから来ている

と教えてくれました。

私たちは、若者の期待や希望に応えられるように居場所を作りましたが、利用者の一部には、家以外に行ける場所が貴重であり、その場所の安全性や、その空間でやれることが何かというのは本質的な利用理由でないこともあるということです。

若者たちに「選ばれる」理由が無目的性であり、夜に無料で利用できるとするならば、若者とのコミュニケーションのズレや、複雑性の問題以前に、私たちが目的性を持って接していることが透けて見えているので居心地が悪いのかもしれません。そうだとしたら、私たちはこれまでの目的志向性を一度外してみる必要があるのでしょう。

6.若者に選ばれる大人とは ―現場からの示唆―

ときどき現場に顔を出すと、積極的に声をかけてくれる若者もいれば、私のあいさつに首を動かす程度の若者もいます。相性なのか、空気感なのか、話し方やしぐさなのかはわかりませんが、若者が接点を持ってもよい大人を選ぶのですから、選ばれないこともあります。

しかし、現場の職員やボランティアの方々のなかには、若者たちから選ばれやすい大人がいるように見えます。いろいろな若者が話を打ち明ける職員を観察すると、いくつかの共通点が伺えます。

一般的に、相談員が相談を受けるときには個室（相談室）が使われます。テーブルをはさんで、向かい合って話す環境です。技術的に真正面にならないように斜めに座ることも含みます。しかし、選ばれる職員は、若者たちのいる環境に合わせていきます。そこが事務所内の階段であれば、階段に座っている若者の傍にいます。パソコンの前にいれば、隣のパソコンの椅子に座ります。室内に入らず、扉の前にいる若者がいれば、扉の前で声をかけ、そのまま話しています。相手のいる空間に足を運ぶことが基本で、若者たちを呼び寄せることはほとんどありません。

コミュニケーションについても、共通点が見受けられます。若者の話を聴く「傾聴」を前提としながら、自分の経験や意見を話しています。同意も求めず、助言もしません。また、互いに長い時間を沈黙して過ごしている姿も見かけます。話したいわけでも、話を聞きたいわけでもない若者にとって、近くで一緒に沈黙し続けてくれる存在が、安心や信頼につながるのかもしれません。

「何それ、教えて」という言葉も頻出しています。若者が使っているアプリや、「推し」ている芸能人、夢中になっているカードゲームについて、教えを乞うています。教えてもらうということは、お願いをすることです。そして、教えてもらったら感謝の言葉を伝えます。当たり前のことかもしれませんが、普段からお願いをされたり、感謝をされたりすることなく、常に支援を受ける側にある若者にとっては、当たり前のことではない特別な関係性とも言えます。

7.あなたのために全力を尽くす姿を見せる

若者たちから、あれをしたい、これをしたいという話も出てきます。ときにそれは難しいこともあります。制度や政策でもカバーできず、かといって話を受けた大人が独力でできないこともあります。

それでも、重要なのは希望を形にするため努力をする姿を見せることです。できないことの方が多いため、できたことを紹介します。ある20代前半の男性がいました。彼はずっとサッカーをしていましたが、事情があって完全燃焼できない状態で学校段階を終えました。「もう一度だけ本気でサッカーをしたい」という言葉を私たちは聴きました。ただし、学校ではないので部活はできません。唯一本気でサッカーができるとしたら、地域のサッカー協会が主催する大会に参戦することです。

そこで、サッカー経験者に声をかけ人数を揃え、寄付者のおかげでユニフォーム一式を準備しました。

真新しいユニフォームを着て、見ず知らずの対戦相手と公式戦を行いました。結果は0-1で負けてしまいました。その男性の表情は悔しさしかなさそうでしたが、それも本気でやった結果です。一方、力を貸してくれたサッカー経験者の方々も、「この年で本気でまたサッカーできて嬉しかった。またやりたい」と、きっかけをくれた彼に感謝の言葉を述べました。

若者支援で想定されるのは社会的にも経済的にも苦しい若者たちです。実際に活動に参加する若者もそのような若者が多いです。夜ユースでは夕食も出していますが、「良い肉を食べてみたい」と若者らしい希望がありました。寄付によって運営していることもあり、高価な食事を出して寄付者に叱られないだろうか。そういった感情もありましたが、一方で、美味しいものを食べたい欲求を私たちにぶつけてくれたのだから実現できるかチャレンジしたい声が現場からあがりました。

私たちはクラウドファンディングを通じて、若者たちに美味しいお肉でBBQをしたいと、寄付を集めました。正直、寄付者がいるのかと不安もありましたが、必要な資金は想像以上に早く集まりました。当日は、寄付者の方々がBBQの担い手として、肉や野菜を焼き、若者たちにふるまってくれました。若者たちは元気にもりもり食べ、満足していました。一方、大人はどうかと言えば、目の前の大量の食材が次々と若者たちの胃のなかに入っていく姿を見て、「とても嬉しかった。またふるまいたい」と感想を伝えてくれました。

若者たちのすべての声、希望を叶えることはできません。特に制度や政策のように公的なものでカバーできる領域は限定的です。しかし、その声をわずかにでも実現しようと支援者や大人たちが動いている姿は、結果が残念なことになっても、若者たちには強く影響するようです。特にこれまで大人に助けを求めても助けてもらえなかったり、流されてしまったりした経験を持つ若者にとって、本気で自分のために話し合い、行動する姿は、信頼できるひとたちがこの社会にいないわけではないという安堵感や、私はひとりボッチではないという気持ちになるようです。

8.おわりに

いつの時代も、若者や子どもたちが育つ環境は、私たちが育った環境とは異なります。そのため感覚的なズレは必然であり、よく理解できないことがたくさんあります。危険を承知で夜の繁華街で過ごすこと、あり得ない条件の仕事に手を出して「闇バイト」に加担させられてしまうこと。終日、自室から一歩も外出することなくスマホをいじり続けること。

わからないことだらけではありますが、一方で、安全な環境や安心できる空間、信頼関係を前提に頼り、頼られるつながりを求める姿は、いまをもっても変わらないと感じます。確かに若者たちは苦しいです。先の見えない未来のなかでもがいているようにも映ります。だからこそ、若者たちにチャネルを合わせ、わからないことは教えてもらい、希望を実現できるよう一緒に考える姿勢が大切だと考えます。若者たちは私たちが日常生活で知り得ない世界に連れて行ってくれる存在です。彼らの力となり、彼女らの力を借りて、地域をもっと安全に、安心して暮らせる「居場所」に変えていけるはずです。

（出典）

1頁（1）：厚生労働省「令和５年（2023）人口動態統計月報年計（概数）の概況」の「第7表　死亡数・死亡率（人口10万対），性・年齢（５歳階級）・死因順位別」

2 人権についての基礎知識

1 「人権」とは

人間は、誰もが「幸せに、楽しく生きたい」、「自由で平和に生きたい」という願いを持っています。人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利を「人権」と言います。こうした権利は人が生まれながらにして持っているものであり、人間が人間らしく生きていくために必要不可欠なものと言えます。

例えば、「日本国憲法」では、人種、信条、性別、社会的身分または門地により差別されないこととする法の下の平等、思想・良心、信教、学問等の自由、教育を受ける権利、勤労の権利などの多くの基本的人権を規定し、保障しています。

人権は「人間の尊厳」に基づいて持っている固有の権利であって、人々の人権意識も高まりを見せてきています。しかし、一方では不当な差別、暴力や誹謗・中傷等で苦しんだり、悩んだりしている人々が存在しています。

人権の尊重とは、お互いの個人を尊重し合い、認め合うことであり、私たちは日常生活の中でも常にこうした感覚と視点を持ち続けることが大切です。

2 人権の世紀

21世紀は「人権の世紀」と言われています。「激動の世紀」と言われた20世紀は、人々の生活に快適さと豊かさをもたらした反面、二度にわたる世界大戦をはじめ、地域紛争により、多くの人々が生命を奪われたり、財産や住居が失われるなど深刻な人権侵害が発生した時代でもありました。

こうした反省から昭和23(1948)年国際連合第3回総会において「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とする「世界人権宣言」が採択されました。この宣言は、法的な拘束力は持ちませんが、道義的な努力目標をうたった世界初の人権宣言として意義あるものです。以来、今日まで、国際連合を中心に全人類の人権の実現を目指して様々な努力が続けられてきました。

また、昭和25(1950)年の第5回国連総会において、毎年12月10日を「人権デー」として、世界中で記念行事を行うことが決議されました。

今日「平和のないところに人権は存在せず」、「人権のないところに平和は存在し得ない」と言われ、人権の尊重が平和の基礎であるとの認識が世界の共通認識となりつつあります。21世紀を平和で、全ての人の人権が尊重される時代にしたいという世界の人々の願いと期待が「人権の世紀」という言葉に表されているのです。

3 人権教育のための世界計画

国際連合は1995年から2004年までの10年間を「人権教育のための国連10年」と位置づけ、各国に国内行動計画を定めることを求めました。この取組は2004年で終了しましたが、2005年1月1日から開始された「人権教育のための世界計画」として受け継がれています。

わが国は、平成9（1997）年に国内行動計画を定め、女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、ＨＩＶ感染者等、刑を終えて出所した人の人権問題を重要課題として、教育・啓発に取り組んできました。

東京都では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、平成27（2015）年に「東京都人権施策推進指針」を見直し、国際都市にふさわしい人権が保障された都市を目指して人権施策の推進に取り組んでいます。

さらに、平成30（2018）年に、いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念が広く都民等に一層浸透した都市の実現を目的とした「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定し、必要な取組を推進しています。

4 「子供の人権問題」の重要性について

子供が労働による搾取から守られ、あるいは基礎教育を受けられるなど特別な保護を必要としていることに、多くの人々の関心が寄せられるようになったのは、近代になってからのことです。こうした子供の権利保障についての考え方を国際機関として初めて明らかにしたのは、第一次世界大戦後の大正13（1924）年国際連盟が採択した「児童の権利に関するジュネーブ宣言」においてです。この宣言は、戦争による最大の被害者が子供であったとの反省から「人類は、児童に対し最善のものを与える義務を負う」とする精神のもとに、子供の福祉と保護に関する理念を明らかにしています。

第二次世界大戦後に設立された国際連合においても、子供の人権の尊重は最も関心を払ってきた事項の一つです。

昭和23（1948）年の「世界人権宣言」においては、「児童が特別な保護と援助を受ける権利を有すること」などが明記され、昭和34（1959）年には、子供の固有な権利や自由をより具体的にうたった「児童の権利に関する宣言」を採択しています。

また、この宣言の30周年と国際児童年10周年に当たる平成元（1989）年に「児童の権利に関する条約」が採択されました。これは、これまでの宣言等の多くが単なる原則の宣言にとどまっていたものを、子供の権利として一つの条約にまとめ、締約国を法的に拘束しようとするものです。わが国では平成６（1994）年にこの条約を批准しています。

このように国際機関において宣言や条約がつくられてきた背景には開発途上国、先進国を問わず発生する子供の教育、福祉、労働関係をはじめ、いじめ、暴力、児童虐待、薬物乱用、児童ポルノ問題など子供を取り巻く様々な問題が複雑・多様化してきている状況があります。

令和3（2021）年に施行された「東京都こども基本条例」では、子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先にするという基本理念を明確化するとともに、多岐にわたる子供政策の基本的な視点を一元的に規定しています。

また、国においても令和5（2023）年にこども基本法が施行されました。

1 児童虐待

虐待は、子供の心身の成長と人格の形成に深刻な影響を与える重大な権利侵害です。児童虐待防止法は、保護者による虐待について、その予防及び早期発見、子供の保護などを定めています。子供自身が虐待を外部に訴えることは難しいため、虐待の疑いをもったときは、速やかに児童相談所などに通告する必要があります。

子供への虐待とは

保護者（親、または親にかわる養育者）によって子供に加えられた行為で、次のように分類されますが、ほとんどの場合重複して起こっています。

身体的虐待

- 叩く、殴る、けるなどの暴力
- タバコの火などを押しつける
- 逆さづりにする
- 戸外にしめだす
  など

性的虐待

- 子供への性交、性的行為
- 性器や性交を見せる
- ポルノグラフィーの被写体などにする
  など

ネグレクト（養育の放棄又は怠慢）

- 適切な衣食住の世話をせず放置する
- 病気なのに医師にみせない
- 乳幼児を家に残したまま外出する
- 乳幼児を車の中に放置する
- 家に閉じ込める（学校等に登校させない）
- 保護者以外の同居人や自宅に出入りする第三者による虐待を保護者が放置する
  など

心理的虐待

- 無視、拒否的な態度
- ば声を浴びせる
- 言葉によるおどかし、脅迫
- きょうだい間での極端な差別的扱い
- ドメスティック・バイオレンス（配偶者に対する暴力）を行う
- 子供のきょうだいに虐待行為を行う
  など

（出典）東京都福祉局「児童虐待防止リーフレット」

増え続ける虐待相談件数

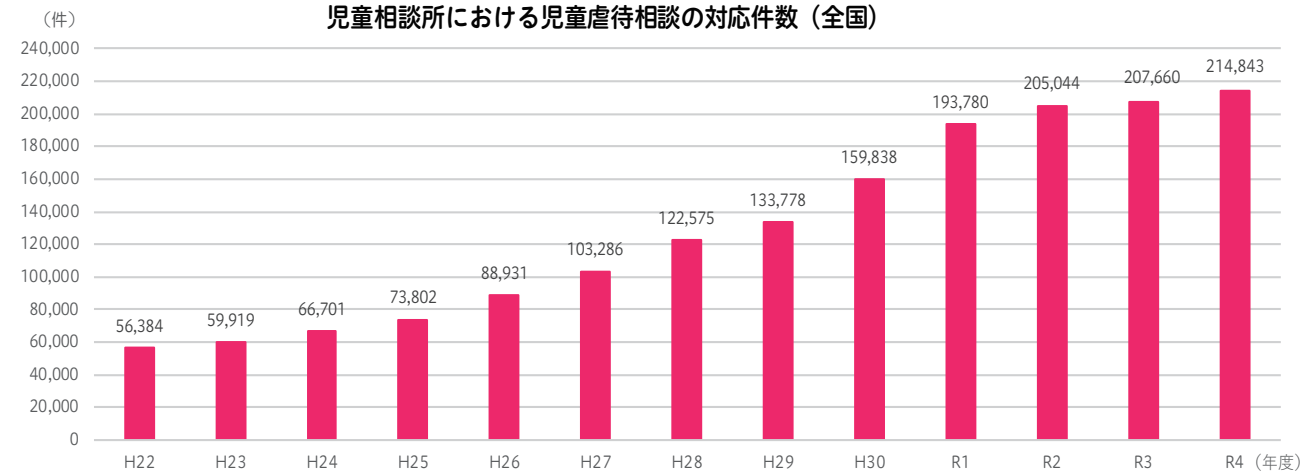

※平成22年度は福島県を除く

（出典）厚生労働省「福祉行政報告例」

私たちにできること

「おやっ？」と思ったら、一人で悩まないで、相談機関に心配な思いを伝えましょう。あなたの一言が子供と保護者（親）を救うきっかけになります。

こんな「子供」と「保護者（親）」が心配

程度や頻度にもよりますが、次のようなことに気づいたら、相談機関に連絡・相談してください。

子供について

- □ いつも子供の泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴っている声が聞こえる
- □ 不自然な外傷（あざ、打撲、やけどなど）が見られる
- □ 極端な栄養障害や発達の遅れが見られる（低身長・低体重）
- □ 衣服や身体が極端に不潔である
- □ 食事に異常な執着を示す
- □ ひどく落ち着きがなく乱暴、情緒不安定である
- □ 表情が乏しく活気がない（無表情）
- □ 態度がおどおどしており、親や大人の顔色をうかがったり、親を避けようとする
- □ 誰かれなく大人に甘え、警戒心が薄い
- □ 夜遅くまで遊んでいたり、徘徊している
- □ 家に帰りたがらない

保護者（親）について

- □ 地域や親族などと交流がなく、孤立している
- □ 小さい子供を家に置いたまま外出している
- □ 子供の養育に関して拒否的、無関心である
- □ 子供を甘やかすのは良くないと強調する
- □ 子供に対して拒否的な発言をする
- □ 気分の変動が激しく、子供や他人にかんしゃくを爆発させることが多い
- □ 子供が怪我をしたり、病気になっても医者に診せようとしない
- □ 子供のけがについて不自然な説明をする

児童相談所虐待対応ダイヤル
☎１８９番へ
（お近くの児童相談所につながります。）

（出典）東京都福祉局「児童虐待防止リーフレット」

相談・通告のポイント

相談・通告は匿名で行うこともできます。
分かる範囲で構わないので、次のような情報を伝えてください。

- **気づいたり、発見した日時**
- **児童・保護者の情報（分かっていれば、氏名、年齢、住所など）**
- **虐待のおそれがあると思った状況（誰が、どのようなことをしているのか、気づいたこと など）**

緊急の場合は警察に通報！

「家の中で子供が暴行されている様子が、窓から見える」「尋常でない怒鳴り声や物音、泣き声や叫び声が聞こえる」など、緊急の場合には、警察に通報してください。

（出典）公益財団法人 人権教育啓発推進センター「人権啓発教材 虐待防止シリーズ 児童虐待」

児童虐待防止月間　～オレンジリボンキャンペーン～

オレンジリボンには「児童虐待防止」というメッセージが込められています。一人でも多くの方々に「児童虐待防止」に関心を持ってもらい、子供たちの笑顔を守るために一人ひとりに何ができるのかを呼びかけていく活動が「オレンジリボンキャンペーン」です。

優しく、温かく、親子を見守る
ＯＳＥＫＫＡＩくん
(出典)東京都福祉局HP

2 いじめ

いじめとは

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義する。（いじめ防止対策推進法）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、当該児童生徒がかかわっている仲間やグループなど、何らかの人的関係を指します。

心理的又は物理的な影響を与える行為とは、例えば次のようなものです。

ぶつかられる、たたかれる、蹴られるなどの身体への攻撃

持ち物を隠される、お金をたかられる

悪口や誹謗中傷、執拗にからかわれるなどの言動（インターネット上の行為も含む）

仲間はずれ、集団による無視をされる

（文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定平成29年3月）を参考に作成）

いじめは子供の人権を侵害する行為

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

いじめの根底には、相手に対する思いやり、やさしさといった人権感覚の欠如があります。

いじめ発見のポイント（例）

1 表情・態度

□笑顔がなく、沈んでいる
□視線をそらし、合わそうとしない
□周りの様子を気にし、おどおどとしている
□感情の起伏が激しい

2 身体・服装

□身体に原因が不明の傷などがある
□けがの原因を聞いても曖昧に答える
□ボタンが取れていたり、ポケットが破けたりしている
□シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている
□服に靴の跡が付いている

3 持ち物・金銭

□鞄や筆箱等が隠される
□ノートや教科書に落書きがある
□作品や掲示物にいたずらされる
□鞄や靴が隠されたり、いたずらされたりする
□必要以上のお金を持っている

4 言葉・行動

□他の子供から言葉掛けをされない
□一人でいたり、泣いていたりする
□いつも人の嫌がる仕事をしている
□家から金品を持ち出す

5 遊び・友人関係

□遊びの中に入っていない
□友達から不快に思う呼び方をされる
□他の人の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする

（東京都教育委員会「いじめ総合対策【第２次・一部改定】」（令和3年2月）を参考に作成）

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得るものです。いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

また、「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、直ちに通報することが必要なものが含まれます。

（文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定平成29年3月）を参考に作成）

子供たちを守る責任を果たしたい－東京都教育委員会からのお願い－平成24年10月4日

＜全ての地域の方々へ＞

通学途上や塾の行き帰りなど、学校や家庭以外での生活の中で、子供たちがいじめられているケースも少なからずあります。学校や家庭では発見しにくいいじめの実態を把握できれば、対策を早期に講じることができます。

例えば、子供たちの安全を見守る大人がいじめを発見することがあると思います。もちろん、その場で良識ある大人としての注意が望まれますが、場合によっては学校などへ御連絡いただければと思います。また、重大ないじめ事件については警察と協力して対応することとしておりますが、多くの行政機関やボランティア団体の方々にも子供たちの見守りをお願いいたします。

（出典）東京都教育委員会「いじめ問題に関する緊急アピール」

3 児童ポルノ等

児童ポルノと苦しみ続ける被害者

児童ポルノとは、児童（18歳に満たない者）の裸の写真・動画などをいいます。半裸や水着姿、下着姿もこれにあたる場合があります。

いわゆる児童ポルノ禁止法では、児童ポルノを製造、公開、譲渡する行為のほか、性的好奇心で所持する、盗撮により製造する、という行為も処罰の対象となります。

こうした画像等がインターネット上に流れてしまうと、コピーが繰り返され、完全に消し去ることは困難になります。裸の写真やわいせつな動画を撮影された子供は、将来にわたってその画像におびえ、苦しむことになりかねません。

子供の未来を守るため、児童ポルノ被害の未然防止、拡大防止のために、それぞれの立場でできることを考えましょう。

児童ポルノ事犯の被害児童数の推移（全国）

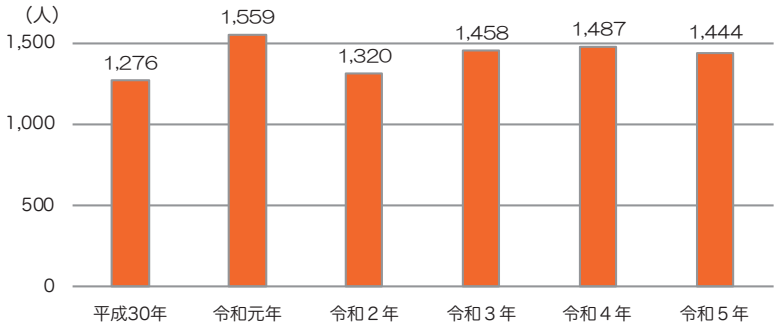

被害に遭い、苦しむ子供が大勢います！

※グラフ中の被害児童数は、その年に新たに個人が特定された被害児童の人数です。

（出典）警察庁「令和５年中における少年の補導及び保護の概況」より

どんなきっかけで被害に遭う可能性があるの？

ケース1

冗談を言い合ってただけなのに…

中学生女子Aは、知り合いの男性と無料通話アプリで連絡をするようになった。色々なことを言い合い、冗談で過激なことも話すようになって、冗談のつもりで下着を見せるよと言ったら突然脅し口調になり、早く送れと言ってきて、怖くなり送ってしまった。

ケース2

女性だと思って…

小学生女子Bは、ゲームアプリで知り合った人に相談にのってもらった。その人が女性だと思って自分の体の写真を送ってしまい、名前と住んでいる地域も教えてしまった。相談にはしっかりのってくれたが、その人から実は自分は男であると知らされてから連絡が取れなくなった。

ケース3

「アイドルに会える」と誘われ…

中学生女子Cは、SNSで知り合った男性に「自分と会ってくれれば、アイドルタレントに会わせてあげる」とだまされ、わいせつな行為をされた上に、その状況をスマホのカメラで撮影された。

ケース4

男子生徒も児童ポルノの被害に…

高校生男子Dは、インターネット上で男子モデル募集の記事を見つけて応募したところ、ホテルでわいせつな動画を撮影され、児童ポルノとしてインターネット上で販売された。

18歳未満の子に裸の画像を不当に求めることは犯罪です。（東京都青少年の健全な育成に関する条例）

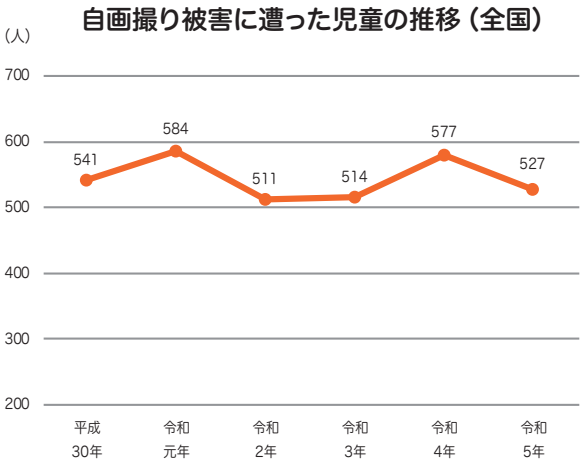

（出典）警察庁HP「なくそう、子供の性被害」統計データ

「自画撮り被害」とは、だまされたり、脅されたりして、18歳未満の子供が自分の裸体等を撮影させられた上、メール等で送らされる被害のことです。

平成30年2月から、裸の自画撮り画像などを18歳未満の子供に不当に求める行為が条例で処罰の対象となりました。

こうした行為は犯罪です。裸の画像を求められても「画像は送らない」ことが大切です。また、画像の送付後でも、早く対応すれば、拡散を最小限に抑えられる場合があります。

都の相談窓口「こたエール」等にご相談ください。

悪質なジュニアアイドル誌等にも注意

悪質なジュニアアイドル誌等とは・・・

児童ポルノとまでは言えないが、13歳未満の青少年に水着姿などでひわいなポーズをとらせ、みだりに性欲の対象として描写した写真集やDVD等のこと。

こんな被害に遭うかもしれない

アイドルを夢見る娘のために、DVD出演を許可したら…

アイドルを夢見る小学生女子Aは、ある日路上で声をかけられ、「アイドルになれる。第一歩として、水着のDVDに出演しないか。」と誘われ、母親に相談した上で撮影に参加した。

ところが、その実態は子供を性欲の対象とするような、過激な水着姿での撮影だった。

Aは大きなショックを受け、母親も消し去ることができない娘の画像のことを思い、とても後悔している。

JKビジネスにも注意

JKビジネスとは、女子高校生等がサービスをしてくれる店であるなどと連想させる、「JKリフレ」「JKお散歩」「JKコミュ」等です。

平成29年7月に施行された特定異性接客営業等の規制に関する条例により、このような店等で青少年を働かせること、客として営業所等に立ち入らせること等が禁止されました。

インターネットトラブルに関する相談は・・・

こたエール（東京都）

◆電話相談　0120-1-78302（インターネット　な　や　み　ゼロ　に）

◆LINE相談　アカウント名「相談ほっとLINE@東京」

電話・LINE相談ともに　月曜日～土曜日　午後3時～午後9時

※祝日・年末年始を除く

◆メール相談　24時間受付　こたエール　検索

児童ポルノに関する情報提供・相談は・・・

STOP! 児童ポルノ・情報ホットライン（警視庁）

☎ 0570－024－110（24時間受付）

4 同和問題(部落差別)を理解するために

1 同和問題とは

日本固有の人権問題

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分制度や歴史的、社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、様々なかたちで現れているわが国固有の重大な人権問題です。

現在もなお、同和地区(被差別部落)の出身という理由で様々な差別を受け、基本的人権を侵害されている人々がいます。

日本固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題です。

同和問題は過去の課題ではありません。この問題の解決に向けた今後の取組を人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題です。

21世紀は「人権の世紀」と言われています。この社会にいまだに根深く残されている不合理や偏見を取り除くことを、自らの課題としてとらえ直し、私たち一人一人が何をすべきかを考え行動に移していくことが大切です。

幸せな明日のために

差別はすべて
人によってつくられたものです。
それなら
人によってなくすことができるはずです。
すべての人が
幸せにくらせる日がくるまで
部落差別をはじめ
あらゆる差別をなくす努力を
続けていきましょう。

(出典)東京都総務局人権部「明るい社会をめざして－同和問題(部落差別)の理解のために－」

歴史的背景

封建時代において、えた、ひにん等と呼ばれていた人々は、武具・馬具や多くの生活用品に必要な皮革をつくる仕事や、役人のもとで地域の警備を行うなど、生活に欠かせない役目を担っていましたが、住む場所、仕事、結婚、交際など、生活のすべての面で厳しい制限を受け、差別されていました。

それらの人々が、住まわされていたところが「同和地区（被差別部落）」、それらの人々に対する差別が「部落差別」といわれています。

形だけの「解放令」

「えた・ひにん等の称を廃止するので、これからは身分、職業とも平民と同じであること」という「解放令」が明治4（1871）年に出されました。

これによって被差別部落の人々は、それまでの身分から、法律や制度上は解放されることになりました。

しかし、それは、単に蔑称（べつしょう）を廃止し法律の上で身分制度をなくしたという形だけのもので、被差別部落の人々が、現実の差別と貧困から解放されるために必要な施策は伴っていませんでした。

そればかりか、明治5（1872）年に日本で初めてつくられた全国統一の戸籍（壬申（じんしん）戸籍）には、廃止されたはずの古い身分が書かれたこともあり、部落差別は様々な形で続きました。

解放のための運動

被差別部落のなかで、こうした状況に対して、怒りや悲しみを感じた人はたくさんいました。

そして、差別に立ち向かい、自分たちの手で自由と権利を勝ち取ろうと、いろいろな運動を起こしていきました。

大正11（1922）年3月3日には、「全国水平社」が創立されました。

創立の日に掲げられた「水平社宣言」は、日本の歴史に残る人権宣言といわれています。

解放運動は、部落差別がいかに不当であるかを世の中に知らせ、人権に対する知識や自覚を促すなど、大きな役割をはたしてきました。

その結果、少しずつ行政もこの問題に取り組んでいくようになりました。

また、第二次世界大戦後になって基本的人権を保障した日本国憲法も定められました。

しかし、長い間続いてきた部落差別は、それでも解消されませんでした。そのため、重大な社会問題として国をあげての取組が必要となったのです。

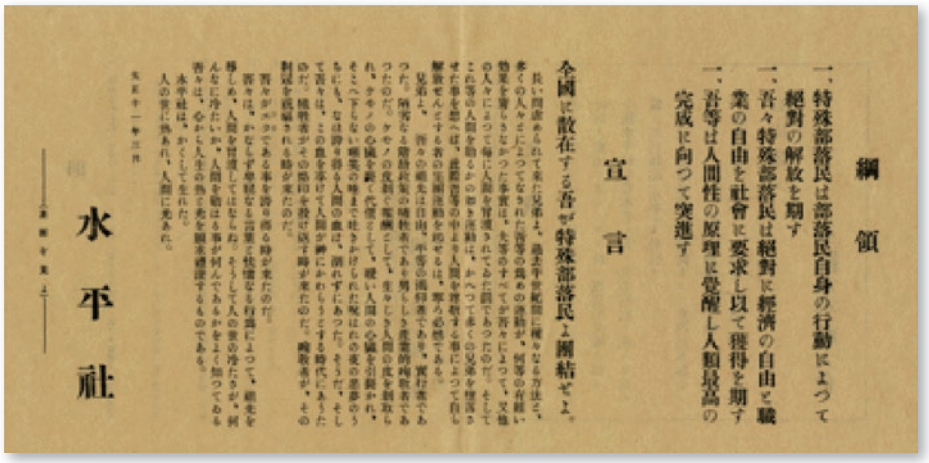

綱領

一、特殊部落民は部落民自身の行動によつて絶對の解放を期す

一、吾々特殊部落民は絶對に經濟の自由と職業の自由を社會に要求し以て獲得を期す

一、吾等は人間性の原理に覺醒し人類最高の完成に向つて突進す

宣言

全國に散在する吾々特殊部落民よ團結せよ。

水平社

（全国水平社創立大会　綱領及び宣言）

2 同和問題を考える

正しく知ることが重要

人権は一人一人のものであり、そして社会みんなのものです。

誰かの人権が奪われているということは、自分の人権もまた、奪われる可能性があるということです。「自分とは関係ない」という態度では、差別を私たちの社会からなくすことはできません。

同和問題はことさら取り上げなくても、このまま放置しておけば社会の進化にともなって、いつとはなく解消するという「寝た子をおこすな」の考え方があります。

しかし、見て見ぬふりをするだけでは、正しい人権意識を身に付けることもできず、差別の解消につながりません。

私たち一人一人が、まず同和問題を理解し、差別について知るとともに、差別をしたり、見逃したりすることのないよう行動していくことが大切です。

平成28(2016)年12月には、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。この法律は、部落差別の解消に関し、基本理念、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、相談体制の充実、教育及び啓発、部落差別の実態に係る調査※といった具体的施策について定めています。

東京都は、「部落差別解消推進法」等に基づき、同和問題への理解と差別意識の解消に向けた教育・啓発のほか、就職差別をなくすための企業などへの啓発や、差別につながる調査をしない、させないための啓発など、様々な取組を進めています。

※国の調査結果(https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html)

同和問題について理解を深めるための参考図書

「明るい社会をめざして－同和問題(部落差別)の理解のために－」(左)

「明るい社会をめざして　同和問題(部落差別)の解決のために－解説編－」(右)

(東京都総務局人権部発行)

3 同和問題の現状

いまだに残る差別意識

国をあげての取組にもかかわらず、今もなお同和地区の出身であるという、ただそれだけの理由で就職や結婚をはじめ、様々なことで差別を受け、人権を不当に侵害されている人々がいます。

結婚差別

同和地区出身の人々に対する結婚にかかる差別意識は根深く残っています。

もちろん、障害をのりこえて結婚する人たちも増えていますが、自分の交際相手が同和地区出身であることが分かった場合、結婚しないという人や、自分の子供の交際相手が同和地区出身であることが分かった場合、結 婚に反対するという親もいます。

結婚は、結婚する二人の意思によるものであり、日本国憲法でもその権利と自由が保障されています。

令和５(2023)年に東京都が行った「人権に関する都民の意識調査」では 、同和地区の人との結婚を、親や親戚から強く反対されたら、どうするかについて、13.4%が「結婚しない」(「家族や親戚の反対があれば結婚しない」8.0%、「絶対に結婚しない」5.4%)と答えています。

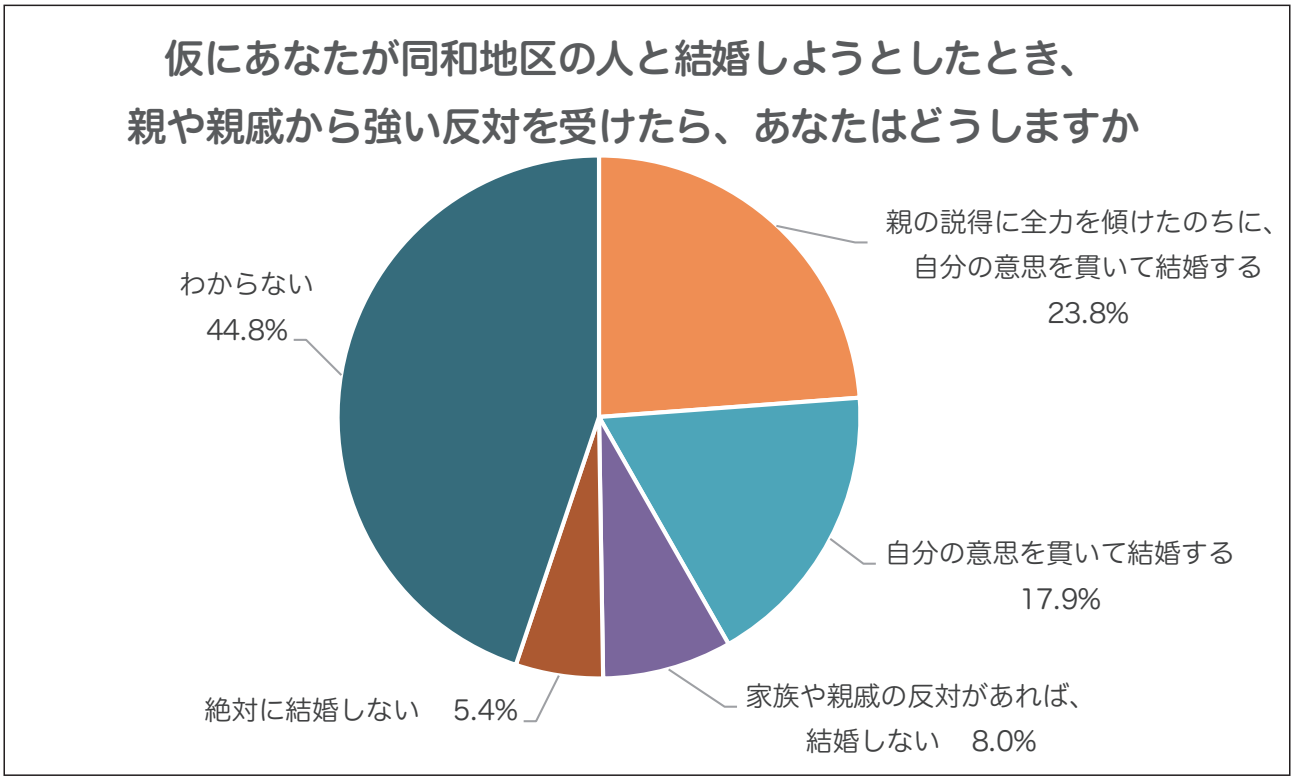

(出典)東京都総務局「令和５年度　人権に関する都民の意識調査」より作成

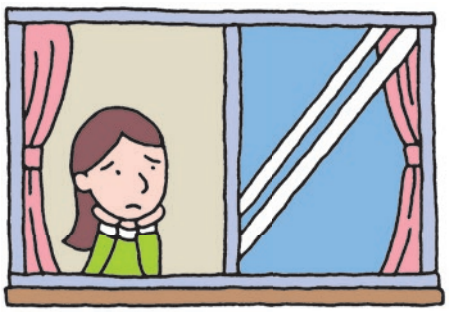

就職差別

東京の同和問題の特徴の一つとして、就職差別をはじめとする企業にかかわる差別事象があげられます。

採用は、本人の仕事への適性や能力のみで決められるべきです。

同和地区の出身という理由で採用されないなどということは、絶対に許されません。

これまで、本籍地や家族の職業など、本人の仕事への適性や能力に関係ないことを履歴書に書かせたり、面接の際に聞いたりする事例や、「部落地名総鑑」事件に代表されるように、同和地区の出身者かどうかを調べたりする差別が、各地で数多く見られました。

このため、本籍地を削除するなどの工夫をした全国統一の履歴書様式を定めるなど、様々な取組が行われてきました。

東京都では平成12(2000)年度から6月を就職差別解消促進月間として、就職にかかわる差別の解消に向けた取組を進めています。

東京都産業労働局発行
「就職差別解消促進月間」ポスター

差別につながる調査

就職や結婚のとき、調査会社などを使って、出身地や家族の状況を調べるという身元調査は、人権を侵害し、差別につながるおそれのあるものです。

過去には、企業が調査会社に依頼して、就職希望者の家族状況などを調べたりする事案がありました。また、調査会社等からの依頼を受けた行政書士等が、職務上の権限を悪用して、戸籍謄本等を不正に取得する事件や、不動産取引に際し、同和地区に関する問合わせを行うなどといった差別につながるおそれのある行為も後を絶ちません。

こうした調査を依頼しないことはもとより、調査に協力しないことが大切です。

東京都総務局人権部発行のチラシ
「身元調査啓発チラシ」

差別的な落書き・インターネット書き込みなど

駅や公園などの公共施設や電柱などで、同和地区出身者に対する差別的な落書きや貼り紙が見つかっています。

また、同和地区出身者の自宅などに、誹謗、中傷、脅迫する内容の差別はがきが郵送されるという事件も発生しています。

さらに、インターネット上に悪質な書き込みをするなどの差別行為や、最近では、インターネット上で、特定の地域を同和地区であると指摘するなどの人権侵害のおそれが高い事案も発生しています。

これらは、同和地区出身の人々を傷つけ、生活を脅かすばかりでなく、そのままにしておくと差別意識を拡大してしまうおそれがあります。

このような行為は決して許されるものではありません。差別につながる行為を自ら行わないこと、見逃さないことが大切です。

自分のこととして

自分は、差別したことも、差別されたこともないという人がいるかもしれません。

しかし、差別はあなたのまわりで、いまも起きています。

差別をなくすためには、まず、差別について知ることが必要です。

どのようなことが起きているのか、
なぜそのようなことが生まれたのか、
そして、解決のために、いま何が行われているのか、

それらを理解した上で、差別を許さない強い心をもって、自分のこととして行動していくことが大切です。

（出典）東京都総務局人権部「明るい社会をめざして－同和問題（部落差別）の理解のために－」

1 巻頭論文
2 人権についての基礎知識
3 子供の人権問題
4 同和問題を理解するために
5 さまざまな人権問題
6 都の取組
7 関係資料
主な相談機関

1 男女平等参画社会の実現に向けて －女性の人権問題－

女性の人権を取り巻く状況

日本国憲法や世界人権宣言は男女の同権・平等を定め、女子差別撤廃条約は社会の様々な場面における女性差別の禁止を求めています。また、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法、女性活躍推進法など、男女平等や女性の地位向上のための法律が整備されています。

男女平等参画社会の実現に向けて様々な取組が進められていますが、今なお、積極的に取り組むべき課題や、社会情勢の変化等により生じた新たな課題等があります。例えば、雇用の分野においては、管理職に占める女性割合が少ないことや男女間の賃金格差など、男女平等参画が十分とはいえない状況があります。

また、セクシュアル・ハラスメント、配偶者等からの暴力、ストーカー行為など、男女平等参画社会の実現を妨げる人権侵害も生じています。

セクシュアル・ハラスメント

職場におけるセクシュアル・ハラスメントとは、相手の意に反する性的な言動により職場環境が悪化したり、性的な言動を受けた個人の対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えられたりすることをいいます。

男女雇用機会均等法は、事業主に対し、職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講じることを義務づけています。

配偶者等からの暴力

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。しかし、夫婦げんかなどと受け止められてしまうこともあって表面化しにくく、また加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。

配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するために、配偶者暴力防止法が定められています。配偶者暴力防止法は、配偶者暴力相談支援センターへの相談や緊急時の一時保護、加害者を遠ざけるための裁判所の保護命令などを定めています。

ストーカー行為

ストーカー行為とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情やそれが満たされないことによる怨恨の感情から、押し掛けや待ち伏せ、無言電話、拒まれたにもかかわらず連続して電子メールを送信するなどの行為を繰り返すことであり、暴行や殺人などの重大犯罪に発展するケースもあります。東京都は、ストーカー規制法に基づき、必要な規制と被害者への援助を行っています。

男女平等参画社会の実現

性別や年齢を問わず、人々の意欲と能力を発揮できる機会が確保され、生きがいのある充実した生活を送ることができる社会を目指していくことが必要です。

東京都は、東京都男女平等参画基本条例を制定し、「東京都女性活躍推進計画」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画で構成される「東京都男女平等参画推進総合計画」を定めて様々な施策を実施するとともに、都民や事業者に対する相談や支援、啓発を進めています。

性別による「無意識の思い込み」
－アンコンシャス・バイアス－

「家事や育児が得意」、「職業は警察官」と聞いて、どのような人を思い浮かべますか？

無意識の思い込みは、過去の経験や様々な環境に影響を受けて自然に培われていくもので、そのもの自体に良し悪しはありません。

しかし、無意識の思い込みに気づかずにいると、そこから生まれた言動で意図せず人を傷つけたり、自分自身の可能性を狭めてしまう等、様々な影響があるため、注意が必要です。

無意識の思い込みは性別だけでなく、年齢や職業、その他生活のあらゆる場面で生じることがあります。

まずは自分の中にある「無意識の思い込み」に気づこうと、一人一人意識することが大切です。

2 豊かな高齢社会を実現するために －高齢者の人権問題－

高齢者の生活上の問題

平均寿命の伸びや少子化を背景に、高齢化が急速に進行しています。都民の総人口に占める65歳以上の人口の割合は23%を超えており、今後さらに高齢化が進展します。このような超高齢社会の実情を踏まえ、令和３(2021)年に高年齢者雇用安定法が一部改正され、65歳までの雇用確保(義務)に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、①70歳までの定年引上げ②定年制の廃止等の高年齢者就業確保措置を講ずる努力義務、が新設されました。

豊かな高齢社会を実現するためには、豊富な知識を持っている高齢者が、住み慣れた地域で生活し続けられ、また、若い世代とともに地域社会の様々な活動に参加できるよう、社会環境づくりを進めていくことが重要です。

しかし、年齢を理由に社会参加の機会を奪われたり、住宅の賃貸を拒否されるなどの問題が起きるとともに、地域社会や家族関係が大きく変容する中で、虐待や地域からの孤立、高齢者を狙った悪質商法の発生といった問題も生じています。

高齢者への虐待

高齢者に対し親族などが暴力をふるう、暴言を吐く、無視をする、財産を無断で処分する、介護・世話を放棄するなどの、高齢者に対する虐待が問題になっています。虐待を受ける方の中には元気な方もいますが、多くは認知症があったり、介護や支援が必要な高齢者であったりするため、認知症や高齢者に対する正しい理解を促進することが重要です。虐待の要因は様々ですが、家庭内で起きる虐待では介護の負担やストレスが虐待の大きな要因となるため、介護者は適切な介護サービスの利用や相談などにより負担軽減を図るなどの工夫が必要です。

また、平成18(2006)年4月から施行された高齢者虐待の防止に関する法律により、地域の方々が高齢者虐待に気づいたときは、区市町村に通報しなければならないとされています。

3 障害の有無にかかわらず共生する社会とバリアフリー
－障害者の人権問題－

障害者を取り巻くバリア

障害のある人が日常生活や社会生活を営む上では、例えば店舗等における段差や車いすに対応したトイレの不足等の「物理的なバリア」、就業や生活に関わる「制度・慣行的なバリア」、視覚や聴覚等の障害による情報入手やコミュニケーションに係る「情報面のバリア」、障害者への無理解から生じる偏見や差別といった私たちの「心のバリア」など、日常生活又は社会生活を営む上で様々なバリアがあります。

このようなバリアを取り除き、障害者が日常生活や社会生活において制限を受けないようにすること（バリアフリー）が私たちには求められています。

平成26（2014）年に、わが国は障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利実現のための措置等について定めた「障害者の権利に関する条約」を締結しました。この条約では、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁（バリア＝社会的障壁）と相対することによって生ずるものとする「社会モデル」の考え方が反映されています。

障害者の自立と社会参加

障害のある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いに尊重し、支え合って暮らすこと（共生社会）の実現を目指し、平成23（2011）年に障害者基本法が改正されました。これに伴い、障害者の自立と社会参加を円滑に促すため、法制度の整備が進んでいます。

平成24（2012）年には、障害者虐待防止法が施行され、虐待の防止と早期発見、虐待を受けた障害者の保護と自立を図る取組が始まりました。

平成25（2013）年には、障害者差別解消法が制定されると共に、障害者雇用促進法が大幅に改正され、雇用分野における障害者に対する差別の禁止が定められたほか、平成30（2018）年から精神障害者を雇用義務の対象とするなどの措置が追加されました。

東京都は、「東京都障害者・障害児施策推進計画」に基づき、障害者の地域生活支援や就労支援、多様な障害特性に応じたきめ細やかな相談などの支援を進めるとともに、東京都福祉のまちづくり条例や建築物バリアフリー条例等に基づき、障害者や高齢者を含めた全ての人が利用しやすくなるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを進めています。また、全ての人が平等に社会参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける「心のバリアフリー」や情報を音声や文字だけでなく、点字や拡大文字、手話等様々な手段での情報提供をすすめる「情報バリアフリー」を進めています。令和4（2022年）年9月には、東京都手話言語条例を施行し、手話が言語であるという認識の下、手話を必要とする方の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会の実現のため、必要な事項を定めました。

障害のある人もない人も、共に社会の一員として自立した生活を送ることができるよう、お互いを理解して支え合っていくことが大切です。

4 東京に暮らしているのは日本人だけではありません
－外国人の人権問題－

外国人が集まる東京

東京で暮らす外国人は、 令和６(2024)年１月１日現在、約65万人で、都民のおよそ21人に１人に及んでいます。観光や仕事で訪れる外国人も含め、様々な国から東京に集まる人々は、多様な文化や価値観、ライフスタイルをもち、これが東京の伝統文化と相まって、国際都市東京の活力を生み出しています。

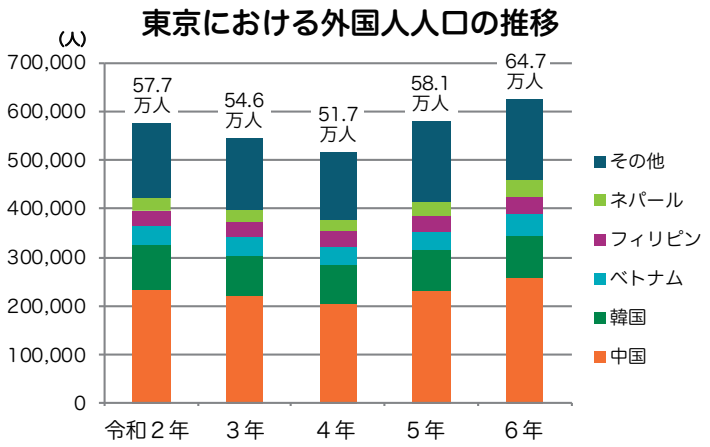

(出典)総務局「住民基本台帳上の人口」より作成(各年1月1日現在)

住宅や就労などでの差別

多くの外国人が暮らす東京ですが、言語、文化、宗教、生活習慣などの違いやこれらへの無理解から、外国人に対する差別や偏見がみられます。例えば、外国人というだけの理由で、住宅の賃貸や商店などの入店を断る、就労に関し不合理な扱いをするということが起きています。

こうした閉鎖的な態度や差別は、外国人の人権を傷つけることになります。肌の色を問題とするのは、人格的利益の侵害であるとの判決も出されています。

研修制度を悪用し、外国人の実習生に契約どおりの賃金を支払わなかった事件もありました。また、よい仕事があるとだまして海外から女性を連れてきて、暴力や借金で拘束し風俗店で働かせた人身売買組織が摘発されています。このため平成17(2005)年に刑法が改正され、新たに人身売買罪が設けられました。

ヘイトスピーチへの対策

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的問題となっています。これらの言動は、一人ひとりの人権が尊重され豊かで安心して生活できる成熟した社会を実現する観点からあってはならないことです。平成28(2016)年６月には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、その解決に向けて、国や地方公共団体が、相談体制の整備や教育活動、広報啓発などの施策を講じるよう定めています。

東京都は、この法律を踏まえ、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進のため、東京都が保有する公の施設の利用制限、拡散防止措置、事案等の公表、第三者機関(審査会)の設置などを明記しました。これらの取組等は、表現の自由などの国民の持つ権利や自由を不当に侵害しないように留意して実施します。

外国人と共生する社会

わが国は、難民の地位に関する条約、人種差別撤廃条約などを締結しています。人種差別撤廃条約では、人種・皮膚の色・民族などの違いによるあらゆる差別をなくすための必要な措置が義務づけられています。

東京都は、平成28（2016）年2月には、多文化共生推進指針を策定し、多様性を都市づくりに活かし、全ての都民が東京の発展に向けて参加・活躍でき、安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組んでいます。外国人からの様々な生活相談に応じるとともに、外国人に対し東京における社会生活のルールの啓発を行っています。また、都民に対し、外国人への理解を深め、偏見や誤解をなくすよう啓発を進めています。

外国人と日本人がお互いを尊重し合いながら共生できる社会を築くためには、私たち一人ひとりが、それぞれの文化や生活習慣の違いを認め合い、多様性を受け入れていくことが大切です。

5 人権意識を持ってインターネットを利用しよう
－インターネットによる人権侵害－

インターネットと人権侵害

あらゆる分野で急激に情報化が進展している現代においては、パソコンだけでなくスマートフォンやタブレット端末など通信機器が急速に普及したことにより、いつでもどこでもインターネットに接続できるようになっています。また、SNSや動画共有サイト等のソーシャルメディアの利用者も急増しています。

しかし、このような機器の利便性や、情報が瞬時かつ広範に伝わるといった特性、情報発信の容易さ、匿名性等から、インターネット上でのプライバシーの侵害や名誉毀損等の人権侵害が頻繁に発生し、社会的に大きな影響を及ぼしています。

プライバシーの侵害としては、ＳＮＳ等に他人の写真や動画を無断で公開するといった事件が発生しています。

また、特定個人を対象とした誹謗・中傷や差別的な表現の書き込み、保護者や教員の知らない非公式サイトや無料通話アプリ等を使った子供同士のいじめ等のほか、未成年者が自画撮り被害にあったり、インターネットを通じた誘い出しにより性的被害や暴力行為に遭うなど犯罪行為も発生しています。さらに、インターネットを利用したセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント等のハラスメント、同和問題や外国人、障害者等に関する差別的な書き込み等も深刻な問題となっています。

相手への配慮とセキュリティ対策

人権を侵害するような書き込みに対しては、プロバイダ責任制限法等に基づき、被害者がプロバイダ等に対してインターネット上の書き込み削除や書き込みをした者の情報開示を求めるなどの対応が行われています。また、プロバイダ等では、法務省の人権擁護機関から削除要請を受けた場合にも対応しています。

個人、行政、企業等を問わず、情報の収集や利用に当たっては、利便性を享受するだけでなく、他者の人権への配慮に心がけるとともに適切な情報セキュリティ対策をとることが大切です。

6 からだとこころの性が一致せず 苦しんでいる人がいます

「性自認」とは

性自認とは、自分自身の性別を自分でどのように認識しているかということで、「心の性」と言い換えられることもあります。多くの人は、性自認、身体の性（出生時に判定された性別）、自分の性別をどのように表現するか（「性別表現」といわれることもあります。）は、女性・男性のどちらかで一貫しています。しかし、これらの性別が一貫しておらず、性自認と自分の身体の性、また一般に身体の性にふさわしいとされる性別表現との間に違和感を持つ人たちがいます。

このため、身体の性とは異なる性別で生活を送っている人、あるいは送りたいと思っている人たちは、望む性別で取り扱われないことにより、ストレスや苦痛を感じています。偏見の目で見られ、差別的な扱いを受けることもあります。また、学齢期には、性別への違和感から、いじめに遭ったり、そのせいで不登校になったり、自分の問題を家族や友人に言えずに悩んでいる人がいます。さらに、このような人たちの中には自殺を考える人がいるという調査結果もあります。

平成16（2004）年に施行された「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」では、性同一性障害※者であって、一定の基準を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるとされています。しかし、この法律の要件を満たすことができず、戸籍上の性別が変更できないために通院治療、海外渡航、就職、結婚などにおいて生活上の不利益が生じても、解消できないまま生活している人たちがいます。

※令和元年（2019）年５月に世界保健機関（WHO）が発行している「疾病及び関連保健問題の国際統計分類（ICD）」から性同一性障害が「精神疾患」から除外され、「性の健康に関連する状態」という分類の中にgender incongruence（仮訳「性別不合」）が新設されました。

7 性のあり方は様々です

「性的指向とは」

性的指向とは、人の恋愛・性愛の対象がどういう方向に向かうのかを示す概念であり、自分の意志で変えたり、選んだりできるものではないと言われています。同性愛者や両性愛者の人々は、少数派であるために興味本位で見られたり、職場や学校で嫌がらせやいじめを受けたりするなど、日常生活や社会生活の様々な面で人権に関わる問題も発生しています。

性については多様性があるということについて理解を深め、性的指向の異なる人たちへの偏見や差別をなくし、全ての人々の人権が尊重される社会を実現することが大切です。

SOGIとは

性的指向Sexual Orientation及び性自認Gender Identityの頭文字をとって、SOGI（ソジ、ソギと読む。）と表現することもあります。

LGBTQ は代表的な性的マイノリティの頭文字をとった言葉です。

Lesbian	レズビアン（女性同性愛者）
Gay	ゲイ（男性同性愛者）
Bisexual	バイセクシュアル（両性愛者）
Transgender	トランスジェンダー（身体の性と異なる性別で生きる人、あるいは生きたいと望む人）
Questioning 又は Queer	クエスチョニング（自身の性自認や性的指向が定まっていない人） クィア（性的マイノリティを包括する意味で使われることもある言葉。元々は「変わった」という意味を持つが、当事者を含め前向きな趣旨で用いられている。）

さらに、こうしたLGBTQの枠に当てはまらない人もいます。「性」はとても多様なのです。

【東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例】

（平成30（2018）年制定、令和4（2022）年一部改正）

いかなる種類の差別も許されないというオリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念が広く都民等に一層浸透した都市となることを目的とした条例です。

東京都は本条例に基づき、性自認や性的指向を理由とする差別の解消及び啓発等を推進していきます。

また、性的マイノリティのカップルからパートナーシップ関係にあることの宣誓・届出を受理したことを証明する「東京都パートナーシップ宣誓制度」を、令和4（2022）年11月から運用しています。

8 犯罪被害者やその家族に必要なのは周囲の理解と支援です

犯罪被害者やその家族の痛み

殺人、暴行、傷害、性犯罪、交通犯罪などによる被害は、ある日、突然、理不尽に誰の身にも起こり得ます。犯罪被害に遭うと、身体を傷つけられ、生命を奪われるなどの身体的被害のほかに、稼ぎ手が失われることにより収入が途絶え、生活ができないといった財産的被害、さらには、メディアの過剰取材や周囲の人々の心無いうわさ、中傷、偏見により、精神的苦痛を受けます。こうした犯罪後に生じる被害を二次的被害と呼びます。犯罪被害者やその家族は長期にわたり、二次的被害にも苦しみ、その日常生活は一変します。

犯罪被害者やその家族への支援

被害者団体等が、犯罪被害者やその家族が置かれている深刻な状況等を訴え続けた結果、社会的な関心が高まり、平成17(2005)年に「犯罪被害者等基本法」が施行されました。国は基本計画を策定し、犯罪被害者等のための施策を推進しています。

東京都は、犯罪被害者等支援に対する姿勢を明確に示すとともに、社会全体での取組を一層進めていくため、令和2(2020)年に「東京都犯罪被害者等支援条例」を施行しました。この条例に基づき、全庁を挙げて被害者等の多様なニーズに応えるため、被害者等に届く具体的な支援の計画を策定し、区市町村や民間団体等と幅広く連携するなどして様々な支援策を実施しています。

その支援策として、犯罪被害者等のための「東京都総合相談窓口」を公益社団法人被害者支援都民センターと協働で運営し、様々な不安や問題などの相談に対応するほか、精神的支援などを実施しています。

性犯罪・性暴力の被害者は、被害の深刻さにもかかわらず、多くが誰にも相談できずにいます。こうした認識に基づき、心身の負担軽減や早期回復、被害の潜在化の防止等を図るため、東京都は24時間365日被害者からの相談を受け付け、必要な支援を行うため、「東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター(以下「ワンストップ支援センター」という。)」を特定非営利活動法人性暴力救援センター・東京(SARC東京)と協働で運営しています。令和5(2023)年10月から、ワンストップ支援センター内に、「子供・保護者専用性被害相談ホットライン」を開設し、子供・若年層への支援体制を強化しています。

さらに、見舞金の給付、転居費用の助成、無料法律相談、被害者参加制度における弁護士費用の助成を実施し、被害に遭ったことで生じる経済的負担の軽減も図っています。

また、警視庁では、被害者やその家族の精神的な支援を行うための犯罪被害者ホットラインや、性犯罪被害の相談電話を設置しています。

私たちは、誰もが犯罪被害者となる可能性があります。被害者の身近にいて、いつでも支援することのできる周囲の人々の適切な対応が被害者の回復への一助となります。被害者及びその家族の人たちの立場に立って考え、支援することが大切です。

9 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、「怖い」「信頼できない」といった声が根強く、住居の確保や就職が困難である等の問題が起きており、社会復帰の際の障害となっています。また、家族に対する偏見や差別もあります。

刑を終えて出所した人が社会復帰し、社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲だけではなく、本人を再び地域社会に受け入れる周囲の雰囲気を醸成し、家族や職場、地域社会等が協力していくことが必要です。

東京都再犯防止推進計画について

再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)の趣旨やソーシャル・インクルージョンの考え方も踏まえ、犯罪をした者等であって、東京都に居住する又は居住する見込みのある者等が、地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、民間支援機関等と連携し、必要な取組を推進することで、都民が安全で安心して暮らせる社会づくりを行うため、令和元年7月に「東京都再犯防止推進計画」を策定しました。

「東京都再犯防止推進計画」に基づく取組の検証を踏まえた上で、都内の再犯防止に係る取組の更なる充実・深化を図り、都民が安全で安心して暮らせる社会づくりを行うため、令和6(2024)年3月に「第二次東京都再犯防止推進計画」を策定しました。

本計画に基づき、東京都に居住する又は居住する見込みのある者等が、地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、国、区市町村、民間支援機関・団体等とも連携し、再犯防止に向けた取組を推進しています。

1 東京都人権施策推進指針～誰もが幸せを実感できる「世界一の都市・東京」を目指して～（平成27（2015）年8月改定）

◆東京都は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、国際都市にふさわしい人権が保障された都市を目指すため、「東京都人権施策推進指針」を改定しました。新しい指針では、東京都の人権施策の基本理念や施策展開に当たっての考え方を示すとともに、16の人権課題の現状と施策の方向性や人権尊重の理念が浸透した社会を実現するための取組「重点プロジェクト」を掲げています。

Ⅰ 人権を取り巻く現状

1 人権をめぐる国内外の動向

・国際連合は、世界人権宣言をはじめとする国際人権規範の整備など、人権の保障に積極的に取り組んでおり、近年では、障害者等、分野ごとの国際法も整備
・我が国では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定や「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定等により、人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進

2 東京における人権の状況

・社会情勢の変化に伴い、人権課題は多様化し、新しい人権課題が顕在化
・平成25年世論調査では、「インターネットによる人権侵害」、「北朝鮮による拉致問題」、「震災に伴う人権問題」等への都民の関心が高い。

➡ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市として、基本的人権が守られ、誰もが幸せを実感でき、そこに住み続けたいと思う都市の実現が求められている。

Ⅱ 基本理念と施策展開の考え方

1 人権施策の基本理念

東京都は、

① 人間としての存在や尊厳が尊重され、思いやりに満ちた東京
② あらゆる差別を許さないという人権意識が広く社会に浸透した東京
③ 多様性を尊重し、そこから生じる様々な違いに寛容な東京

を基本理念として人権施策の推進に取り組み、国際都市にふさわしい人権が保障された都市を目指す。

2 施策展開に当たっての考え方

人権施策の基本理念を具体化するために、五つの「施策展開に当たっての考え方」を尊重
① 助け合い・思いやりの心の醸成 ② 多様性への理解
③ 自己実現の支援 ④ 公共性の視点 ⑤ 公平な機会の確保

Ⅲ 人権課題ごとの現状と施策の方向性

① 女性 ② 子供 ③ 高齢者 ④ 障害者 ⑤ 同和問題
⑥ アイヌの人々 ⑦ 外国人 ⑧ HIV 感染者・ハンセン病患者等
⑨ 犯罪被害者やその家族 ⑩ インターネットによる人権侵害
⑪ 北朝鮮による拉致問題 ⑫ 災害に伴う人権問題
⑬ ハラスメント ⑭ 性同一性障害者 ⑮ 性的指向
⑯ 路上生活者 ⑰ 様々な人権課題

Ⅳ 施策の進め方

1 総合的な人権施策の展開

人権課題を解決するために、３つの観点から人権施策を総合的に推進

啓発・教育
- 都民に人権尊重の意識が浸透するための総合的な啓発の推進
- 学校教育・社会教育における人権教育・学習の推進
- 東京都職員等が人権感覚を身に付けるための研修の充実

救済・相談
- 都民のニーズに対応した相談窓口の設置
- 一時保護機能と自立等の支援の充実
- 相談・保護関係機関における相互連携の強化

支援・連携
- 人権課題への取組を促進するための支援
- 人権尊重の理念の普及に取り組む様々な団体等との連携
- 専門的知識やノウハウを有する団体等との協働

2 民間団体、国、他自治体等との連携

様々な主体との連携を強化することにより実効性のある人権施策を展開
① 企業の自主的な取組との連携
② スポーツ・文化団体等と連携した啓発の推進
③ 様々な主体との連携
④ 国、他自治体との連携

Ⅴ 重点プロジェクト

人権尊重の理念が浸透した社会を実現するための起爆剤としての取組を計画的に推進

1 オリンピック・パラリンピック開催に向け、人権尊重都市「東京」を内外に向け発信
2 幅広い都民に訴えかける大型啓発キャンペーンにより都民の人権意識を醸成
3 人権施策を推進するための第三者機関の設置
4 人権啓発拠点の機能強化

2 東京都における人権啓発の取組

(1)「東京都人権施策推進指針」に基づく総合的な人権施策の展開

都は、「東京都人権施策推進指針」(29頁)に基づき、全庁的な推進体制のもと、人間の存在と尊厳を守る人権施策を啓発・教育、救済・相談、支援・連携の３つの観点から総合的に推進しています。

(2)都の行う人権啓発事業

都民一人一人が様々な人権課題を正しく理解し、人権尊重の意識が日常的な行動や態度に現れるように総合的な人権啓発を推進していきます。啓発活動の実施に当たっては、インターネットやＳＮＳの活用など多様な手法を取り入れ、創意工夫を凝らすとともに、対象となる人々の感性に訴え、自然と受け入れられるよう留意する必要があります。

都では、国や区市町村、人権擁護委員などと連携し、「指針」に掲げた様々な人権問題を幅広く都民に啓発するとともに、社会状況を踏まえ、時宜にかなったテーマを設定し、都民が参加・体験できる行事や視覚に訴えるわかりやすい情報発信に努めています。

●ヒューマンライツ・フェスタ東京

「指針」で掲げる重点プロジェクトの一つとして、平成27年から人権啓発イベント「ヒューマンライツ・フェスタ東京」を開催しています。令和６年度は、これまで以上に幅広い都民の方に参加していただくために、初めて多摩地域において開催しました。また、ダンスパフォーマンスや音楽ライブ、手話歌パフォーマンスやデフ卓球のデモンストレーション、インターネットによる人権侵害やLGBTQ＋をテーマとしたトークショーなど、会場ごとに特色のあるプログラムを実施しました。

ヒューマンライツ・フェスタ東京2024

●人権週間事業・憲法週間事業

毎年、人権週間(12月４日から10日まで)や憲法週間(５月１日から７日まで)にちなみ、人権啓発事業を行っています。

東京都総務局人権部発行の啓発冊子「みんなの人権
－人権問題の理解のために－」

●児童・生徒、若者向け啓発事業

将来を担う子供たちや若者が人権問題への理解を深められるよう、人権をテーマに小学生が描いた絵をデザインした交通広告、東京を本拠地とするサッカーＪリーグのチーム等との連携による啓発活動も行っています。

●啓発冊子・啓発映像

各人権課題についての解説やトピックスをコンパクトにまとめた冊子及びリーフレットを発行しています。都が主催する各種行事で配布するほか、企業や行政の研修用資料としても活用されています。

また、広報媒体としてのインターネットの重要性に鑑み、啓発映像(動画)を作成し、ホームページなどで公開しています。毎年12月には、「広報東京都」で人権特集を組むとともに、テレビＣＭ・ウェブ広告や、屋外広告などによる集中的な広報を行っています。

●就職差別解消に向けた取組

企業などの採用選考が応募者の能力と適正に応じて公正に行われるよう、都は、毎年６月の「就職差別解消促進月間」を中心に、身元調査や面接時に本籍地、思想・信条などを聞くといった就職差別をなくすよう、関係機関と連携して企業などへの啓発を進めています。

（３）東京都人権プラザ（指定管理者　公益財団法人東京都人権啓発センター）

東京都人権プラザは、都が設置している人権啓発の拠点施設です。次代を担う子供・若者など幅広い都民を対象に、来館者が自ら人権問題について考えることができるよう展示や情報提供などを行うとともに、相談を受ける機能等も備えています。

所在地：港区芝２-５-６　芝256スクエアビル１・２階

電話 03-6722-0123　FAX 03-6722-0084　ホームページ https://www.tokyo-hrp.jp/

（主な施設）

●展示室

東京都の人権施策の紹介のほか、日常生活の中にある人権課題に気づくとともに自ら解決策を考える展示や、高齢者・障害者・妊婦等が感じているバリアの体験展示などがあります。

●図書資料室

人権に関する図書や雑誌のほか、DVDなどの視聴覚資料を多数備え、閲覧・貸出を行っています。

●セミナールーム

各種講座、ワークショップ、団体見学される方々へのガイダンスなどを行います。

●相談室

日常生活の中で起こった人権侵害など人権に関する相談を受ける一般相談、法律問題及びインターネットにおける人権侵害について弁護士が相談に応じる法律相談、インターネットにおける人権侵害についてSNS（LINE）によるチャットで相談に応じるSNS（LINE）相談を行っています。

●その他

広く都民への啓発を行うため、出張展示や教職員・生徒・行政職員等による団体見学等への対応を行っています。

東京都人権プラザ展示室

（４）（公財）東京都人権啓発センター

東京都人権啓発センターは、都民の人権意識の高揚を図るため、各種の事業を行っています。

所在地：港区芝２-５-６　芝256スクエアビル２階

：電話 03-6722-0082　FAX 03-6722-0084　ホームページ https://www.tokyo-jinken.or.jp/

＜主な事業＞

- ⊙人権に関する各種の普及啓発
- ⊙企業等が実施する人権に関する研修会への講師出講事業（有料／要予約）
- ⊙人権情報誌「ＴＯＫＹＯ人権」の発行
- ⊙ラジオ番組「人権ＴＯＤＡＹ」の提供
- ⊙インターネットホームページによる人権情報の発信

7 関係資料

◉資料１　日本国憲法（抜粋）

［昭和21（1946）年公布、昭和22（1947）年施行］

基本的人権の尊重は日本国憲法の柱の一つで、侵すことのできない永久の権利として、国民一人一人の人権の保障をめざしている。

第十一条　国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十三条　すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条第１項　すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

（出典）東京都総務局人権部「みんなの人権 - 人権問題の理解のために -」

◉資料２　世界人権宣言（概要）

［昭和23（1948）年12月　第３回国連総会　採択］

昭和23（1948）年12月10日、第３回国連総会で基本的人権を確保するために「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」の宣言が採択された。これが「世界人権宣言」である。

世界人権宣言は、基本的人権の尊重を定めたものであり、初めて人権の保障を国際的にうたった画期的なもので、前文と３０の条文からなる。生命・身体の安全その他多くの基本的人権についての基準を示し、すべての人がいかなる事由による差別をも受けることなく、これらの人権を享有できるようにすべきであると宣言している。

（出典）東京都総務局人権部「明るい社会をめざして－同和問題（部落差別）の理解のために－」

◉資料３　あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（概要）

［昭和40（1965）年採択、昭和44（1969）年発効］

人種差別撤廃条約は、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、全ての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容とする。昭和40（1965）年の第20回国連総会において採択され、昭和44（1969）年に発効した。日本は平成7（1995）年に加入した。

※日本はこの条約の締結に当って第4条（a）及び（b）に留保を付している。

（出典）東京都総務局人権部「みんなの人権 - 人権問題の理解のために -」

◉資料４　国際人権規約（概要）

［昭和41（1966）年採択、昭和51（1976）年発効］

昭和41（1966）年、第21回国連総会で採択され、その後10年を経て発効した。

この規約は、人間の生存権を国が保障し、人権の尊重は国の義務であることを国際的に定めたもので「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（Ａ規約）と「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（Ｂ規約）の２つの規約及び選択議定書（死刑廃止等）からなっている。

わが国でも、昭和54（1979）年、２つの規約を批准した。

（出典）東京都総務局人権部「みんなの人権－人権問題の理解のために－」

◉資料5　オリンピック憲章

オリンピック憲章は、国際オリンピック委員会（IOC）によって採択されたオリンピズムの根本原則、規則、付属細則を成文化したものです。憲章はオリンピック・ムーブメントの組織、活動、運用の基準であり、かつオリンピック競技大会の開催の条件を定めるものである。

オリンピズムの根本原則（抜粋）

6.　このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。

（出典）東京都総務局人権部「みんなの人権－人権問題の理解のために－」

◉資料6　東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例

［平成30（2018）年制定］

この条例は、いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念が広く都民等に一層浸透した都市の実現を目的として、平成30（2018）年に制定。

東京都は、この条例に基づき、啓発、教育等の人権施策を総合的に実施している。

令和４（2022）年の一部改正では、多様な性に関する都民の理解を推進するとともに、パートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、性的マイノリティの方々が暮らしやすい環境づくりにつなげるため、東京都パートナーシップ宣誓制度を創設した。

（出典）東京都総務局人権部「みんなの人権－人権問題の理解のために－」

◉資料7　同和対策審議会答申（概要）

［昭和40（1965）年］

内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和対策審議会が、昭和40（1965）年８月、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について審議した結果をまとめた答申である。

その中で、「同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」また、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」としている。

そして、対策の具体的取組として、①生活環境の改善、②社会福祉の充実、③産業・職業の安定、④教育文化の向上、⑤基本的人権の擁護等を内容とする総合的対策でなければならないとしている。

（出典）東京都総務局人権部「明るい社会をめざして－同和問題（部落差別）の理解のために－」

◉資料8　地域改善対策協議会意見具申（概要）

［平成８（1996）年］

平成８（1996）年５月17日に地域改善対策協議会（地対協）は「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」を内閣総理大臣及び関係各大臣に意見具申した。意見具申は、政府が実施した「平成５（1993）年度同和地区実態把握等調査」の分析結果を踏まえたもので、それによれば、これまでの対策は、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備がおおむね完了するなど着実に成果をあげ、様々な面で存在していた較差は大きく改善されたと

している。一方、同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、①依然として存在している差別意識の解消、②人権侵害による被害の救済等の対応、③教育、就労、産業などの面でなお存在している較差の是正、④差別意識を生む新たな要因を克服するための施策の適正化、であるとしている。

（出典）東京都総務局人権部「明るい社会をめざして－同和問題（部落差別）の理解のために－」

◉資料9　部落差別の解消の推進に関する法律

［平成28（2016）年12月16日　公布、施行］

（目的）

第一条　この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条　部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2　地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条　国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条　国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条　国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院法務委員会における附帯決議（平成28年11月16日）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

○参議院法務委員会における附帯決議（平成28年12月8日）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

二　教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

三　国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

（出典）東京都総務局人権部「明るい社会をめざして－同和問題（部落差別）の理解のために－」

◉資料10　東京都同和問題懇談会答申（概要）

［昭和53（1978）年］

昭和51（1976）年２月、知事は東京都同和問題懇談会に対して「都政における重要課題の一つである同和行政のあり方に関し、東京の地域の実態に即していかにあるべきか」について諮問した。

昭和53（1978）年７月、同懇談会は「東京都における同和行政の基本的あり方」について答申した。この中では、同和対策審議会答申において示された同和問題に対する基本認識を踏まえ、東京の地域的特質に適合した施策を推進することの必要性などが述べられている。

（出典）東京都総務局人権部「明るい社会をめざして－同和問題（部落差別）の理解のために－」

◉資料11　児童の権利に関する条約（概要）

［平成元（1989）年採択、平成２（1990）年発効］

平成元年（1989）年、国連は子供の人権のために「児童の権利に関する条約」を採択した。

この条約では「原則として大人と同様の権利の保障」、「親の社会的地位、財産、人権・・・などによる不平等の排除」、「考えをまとめる力がある児童が、自分に影響のあることに意見を表明することができること」などを定めている。また、人権が侵害されやすい子供が保護される権利として、「麻薬・性的搾取や虐待・経済的搾取・武力紛争からの保護」を求めている。

さらに、子供特有の生来的権利として「発達できる家庭環境の確保」、「親に養育される権利」、「健康や医療に関する権利」、「教育への権利」、「文化的・芸術的生活への参加や遊ぶ権利」が掲げられている。

日本はこの条約を平成６（1994）年に批准した。

◉資料12　児童虐待の防止等に関する法律（概要）

［平成12（2000）年5月公布、平成12（2000）年11月施行］

1　児童虐待の定義（第二条）

「児童虐待」…保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの）がその監護する児童（18歳に満たない者）について行う次に掲げる行為をいう。

①　児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。（身体的虐待）

②　児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。（性的虐待）

③　児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。（ネグレクト）

④　児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。（心理的虐待）

2　児童に対する虐待の禁止（第三条）

何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

3　児童虐待の早期発見等（第五条）

学校、児童福祉施設、病院その他児童福祉に業務上関係のある団体及び学校教職員、児童福祉施設職員、医師、保健師、弁護士その他児童福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

4　児童虐待に係る通告（第六条）

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

5　立入調査等（第九条）

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

◉資料13　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（概要）

［平成11（1999）年5月公布、平成11（1999）年11月施行］

1　定義（第二条）

①　「児童」…18歳に満たない者

②　「児童買春」…児童等に対し、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等（性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせること。）をすること。

③　「児童ポルノ」…写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの。）に係る記録媒体その他の物であって、【※】のいずれかに該当する児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したもの。

【※】○児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態

○他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
○衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

2　処罰（第四条～第十条）

次の各行為及び国民の国外犯を処罰

①　児童買春
○児童買春
○児童買春周旋
○児童買春勧誘

②　児童ポルノ所持・提供等
○自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持
○児童ポルノ提供、同目的の製造・所持・運搬・輸出入・保管
○児童ポルノ製造（盗撮含む。）
○児童ポルノの不特定多数への提供、公然陳列、同目的の製造・所持・運搬・輸出入・保管

③　児童買春等目的人身売買等
児童買春又は児童ポルノ製造目的の児童人身売買、同目的により略取・誘拐・売買された外国居住児童の居住国外への移送

◉資料14　東京都青少年の健全な育成に関する条例（抜粋）

［最終改正　平成29（2017）年12月公布、平成30（2018）年２月施行］

（児童ポルノの根絶等に向けた都の責務等）

第十八条の八　都は、事業者及び都民と連携し、児童ポルノを根絶するための環境の整備に努める責務を有する。

2　都民は、児童ポルノを根絶することについて理解を深め、その実現に向けた自主的な取組に努めるものとする。

3　都は、みだりに性欲の対象として扱われることにより、心身に有害な影響を受け自己の尊厳を傷つけられた青少年に対し、当該青少年がその受けた影響から回復し、自己の尊厳を保つて成長することができるよう、支援のための措置を適切に講ずるものとする。

◉資料15　いじめ防止対策推進法（概要）

［平成25（2013）年6月公布、平成25（2013）年9月施行］

一　総則

1　「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。
※小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

2　いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

二　いじめの防止基本方針等

1　国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）について定めること。

※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

2　地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

三　基本的施策・いじめの防止等に関する措置

1　学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として（1）道徳教育等の充実、（2）早期発見のための措置、（3）相談体制の整備、（4）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として（5）いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、（6）調査研究の推進、（7）啓発活動について定めること。

2　学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。

3　個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として（1）いじめの事実確認、（2）いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、（3）いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。

4　懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

四　重大事態への対処

1　学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとすること。

2　学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとすること。

3　地方公共団体の長等（※）に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

五　雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

◉資料16　東京都いじめ防止対策推進条例（抜粋）

［平成26（2014）年7月公布、施行］

（基本理念）

第三条　いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2　いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置する

ことなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。

3　学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。

4　いじめの防止等のための対策は、学校に加え、都、区市町村、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（都の責務）

第五条　都は、第三条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、区市町村並びにいじめの防止等に関係する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

◉資料17　東京都こども基本条例（抜粋）

［令和3（2021）年3月公布、4月施行］

（基本理念）

第三条　こどもは大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在であるとの認識の下、こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもを権利の主体として尊重し、こどもの最善の利益を最優先とすることで、全てのこどもが、今と将来への希望を持って伸び伸びと健やかに育っていけるよう、社会全体でこどもを育む環境を整備していかなければならない。

◉資料18　こども基本法（抜粋）

［令和4（2022）年6月公布、令和5（2023）年4月施行］

（基本理念）

第三条　こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一　全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

二　全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三　全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四　全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五　こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六　家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

主な相談機関

相談の種類	相談機関／ＨＰアドレス	電話番号・LINEアカウント等	受付時間帯
人権一般	**東京都人権プラザ** https://www.tokyo-hrp.jp/consult/consult_main.html	【一般相談】 **03-6722-0124** **03-6722-0125** メールアドレス ippan_sodan@ tokyo-jinken.or.jp 【法律相談】 **03-6722-0124** （面接予約） **03-6722-0126** （電話相談）	**【一般相談（無料）】** 相談内容や状況に応じて助言を行い、相談者の自主的な解決を支援するほか、専門性の高い事案等は、必要に応じて適切な公的相談機関等を紹介するなどしています。相談は、「電話」「面接」「オンライン」「メール」「手紙」いずれでもお受けします。 月～金（祝日・年末年始を除く） 9：30～17：30 **【法律相談（無料）】** 相談者の申し出により、問題解決に向けての「法律的な助言」を行うことを目的とし、弁護士が「面接」「オンライン」「電話」いずれでも相談をお受けします。（相手方とのとの交渉、仲介及び弁護士の紹介は行いません。） **●面接相談・オンライン相談（要予約）** 火曜日（毎月第４火曜日・祝日・年末年始を除く） 13：00～16：00（相談時間：40分以内） **●電話相談（予約不要）** 毎月第４火曜日（祝日・年末年始を除く） 13：00～16：00（相談時間：15分以内） ※原則、都内在住・在勤・在学の方を対象
	みんなの人権110番（法務局） https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html	**0570-003-110** （ナビダイヤル）	月～金（祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15
子供・若者	**東京都若者総合相談センター「若ナビα」** https://www.wakanavi-tokyo.metro.tokyo.lg.jp	**03-3267-0808**	**【電話相談】** 月～土（年末年始を除く）11:00~23:00（受付時間は22:30まで） **【※メール相談】** HPをご参照ください。 **【LINE相談】** 月～土（年末年始を除く）11:00~23:00（受付時間は22:30まで） HPをご参照ください。 **【※面接相談】** 事前予約制です。まずは、電話・メール・LINEにてご相談ください。 ※英語、中国語、韓国語での外国語相談も行っています。
	ネット・スマホのなやみを解決「こたエール」 https://www.tokyohelpdesk.metro.tokyo.lg.jp	**0120-1-78302**（インターネットなやみゼロに） （フリーダイヤル） **LINE公式アカウント「相談ほっとLINE@東京」**	**【電話相談・LINE相談】** 月～土（祝日・年末年始を除く）　15：00～21：00 **【メール相談】**HPで24時間受け付けています。 ※返信は、上記電話相談受付時間内に行います。
	4152（よいこに）電話相談 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/jicen/annai/4152.html	**03-3366-4152**（よいこに） 聴覚言語障害者用ＦＡＸ **03-3366-6036**	月～金　9：00～21：00 土・日・祝日（12/29～1/3を除く） 9：00～17：00
	児童相談所 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/jicen/list.html （各児童相談所一覧ＵＲＬ）	**電話番号については** **ＨＰ参照**	月～金　9：00～17:00 上記以外の時間帯については、児童相談所虐待対応ダイヤル189で、相談を受け付けています。
	親子のための相談LINE https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/katei/linesoudan.html	**ＬＩＮＥの友だち登録についてはＨＰ参照**	月～金　9：00～23：00（受付時間は22:30まで） 土・日・祝日　9：00～17：00
	東京都教育相談センター https://e-sodan.metro.tokyo.lg.jp	**教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン** **0120-53-8288** （フリーダイヤル）	**【電話相談】** 24時間対応 **【来所相談】** 平日　9：00～18：00 毎月第3土　9：00～17：00（8月は第4土） ※来所相談は要予約 **【外国人児童・生徒相談】** 英語、中国語、韓国・朝鮮語 毎週金　13：00 ～ 17：00 **【メール相談】** HPから御相談ください。 **【SNS等教育相談】** 毎日15:00～23：00（受付時間は22:30まで） HPを御参照ください。
	東京都立小児総合医療センター こころの電話相談室 https://www.tmhp.jp/shouni/section/support/psychology-welfare.html	**042-312-8119**	月～金(土日祝日・年末年始を除く) 9：00～12：00
	こどもの人権110番（法務局） https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html	**0120-007-110** （フリーダイヤル）	月～金（祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15

相談の種類	相談機関／ＨＰアドレス	電話番号・LINEアカウント等	受付時間帯
女性	**東京ウィメンズプラザ** https://www.twp.metro.tokyo.lg.jp/consult/tabid/87/Default.aspx	【一般相談】 **03-5467-2455** ※法律相談・精神科医の面接相談の予約はこちらにお電話ください。必要に応じて予約をお取りいたします。 【DV専用ダイヤル】 **03-5467-1721** 【外国語によるDV相談】 **03-5467-1721** 【DV被害に関するLINE相談】 アカウント名 「ささえるライン@東京」 【男性のための悩み相談】 **03-3400-5313**	【一般相談】 毎日　9：00～21：00（年末年始を除く） 【法律相談】　予約制 【精神科医の面接相談】　予約制 【DV専用ダイヤル】 毎日　9：00～21：00（年末年始を除く） 【外国語によるDV相談】 毎週　火・木・金（祝日・年末年始を除く） 13：00～16：00 （英・中・韓・タイ・タガログ語） 【DV被害に関するLINE相談】 毎日　14:00～20:00（年末年始を除く） 【男性のための悩み相談】 毎週　月・水・木　17：00～20：00 毎週　土　14：00～17：00 （祝日・年末年始を除く）
	東京都女性相談支援センター https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/sodan/j_soudan.html	【本所】（23区居住の方） **03-5261-3110**	【本所・電話相談】 月～金　9：00～21：00 土日、祝休日、年末年始　9：00～17：00
		【多摩支所】 （多摩・島しょ地区居住の方） **042-522-4232**	【多摩支所・電話相談】 月～金（祝日・年末年始を除く）　9：00～16：00
		【LINE相談】 「女性はーとふるLINE@東京」	【LINE相談】 月～金（祝日・年末年始を除く）　14:00～20:00
	女性の人権ホットライン（法務局） https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken108.html	**0570-070-810** （ナビダイヤル）	月～金（祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15
障害者	**東京都心身障害者福祉センター** https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shinsho//	**03-3235-2946**	月～金（祝日・年末年始を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00
同和問題	**同和問題に関する専門相談** ※令和7年4月1日以降につきましては東京都総務局人権部ホームページ「じんけんのとびら」内の「相談機関のご案内」にてご確認ください。	**03-6240-6035**	火・金（祝日・年末年始を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00 ※来所相談は要予約
アイヌの人々	**アイヌの方々のための電話相談** **（公益財団法人人権教育啓発推進センター）** http://www.jinken.or.jp/archives/10348	**0120-771-208**	月～金（祝日・年末年始を除く） 9：00～17：00 ※来訪による相談：月～金13：00～17：00（要予約）
外国人	**東京都外国人相談** https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/iken-sodan/otoiawase/madoguchi/koe/tominnokoe/index.html	**英　語　03-5320-7744** **中国語　03-5320-7766** **韓国語　03-5320-7700**	英　語　月～金 9：30～12：00、13：00～17：00 中国語　火・金 9：30～12：00、13：00～17：00 韓国語　水　　9：30～12：00、13：00～17：00 （各言語とも、祝日・年末年始を除く）
	東京都多言語相談ナビ（TMC Navi） **（公益財団法人東京都つながり創生財団）** https://tabunka.tokyo-tsunagari.or.jp/soudan/navi.html	**0120-142-142**	月～金（祝日・年末年始を除く）　10：00～16：00 ※対応言語：やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ロシア語、タガログ語、ベトナム語、ヒンディー語、ネパール語、フランス語、インドネシア語 対応時間、曜日、言語等の最新情報は、ウェブサイト等でご確認ください
	外国人のための人権相談（外国語人権相談ダイヤル）（法務局） https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html	**0570-090911** （ナビダイヤル）	月～金（祝日・年末年始を除く）　9：00 ～ 17：00 ※対応言語：英語、中国語、韓国語、フィリピノ語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語及びタイ語

相談の種類	相談機関／ＨＰアドレス	電話番号・LINEアカウント等	受付時間帯
インターネットによる人権侵害	**東京都人権プラザ 「インターネットにおける 人権侵害」に関するSNS（LINE）相談**	**アカウント名 「インターネットにおける 人権侵害相談@東京」**	月・木・金（祝日・年末年始を除く） 16：00～22：00（受付は21：30まで） （1日1回程度60分以内） ※原則、都内在住、在勤、在学の方を対象
	東京都人権プラザ 「インターネットにおける 人権侵害」に関する法律相談 https://www.tokyo-hrp.jp/consult-internet.html	**03-6722-0124 （面接予約） 03-6722-0126 （電話相談）**	**●相談予約電話** 月～金（祝日・年末年始を除く） 9：30～17：30 **●弁護士による面接・オンライン相談（要予約）** 木（毎月第４木曜日、祝日・年末年始を除く） 13：00～16：00（40分以内） **●弁護士による電話相談（予約不要）** 毎月第４木曜日（祝日・年末年始を除く） 13：00～16：00（15分以内） ※原則、都内在住、在勤、在学の方を対象
性自認・性的指向	**東京都性自認及び 性的指向に関する専門相談**	**【当事者向け電話相談】 050-3647-1448 【事業者向け電話相談】 050-3138-4011 【当事者向けＬＩＮＥ相談】 アカウント名 「LGBT 相談@東京」**	【当事者向け電話相談】 火・金（祝日・年末年始を除く）　18：00 ～ 22：00 【事業者向け電話相談】 火・金（祝日・年末年始を除く）　10：00 ～ 17：00 【当事者向けＬＩＮＥ相談】 月・水・木（祝日・年末年始を除く）　17：00 ～ 22：00 ※受付は21：30まで
エイズ・ＨＩＶ感染	**東京都ＨＩＶ／エイズ電話相談** https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kansen/aids/sodan.html	**03-3227-3335**	月～金（年末年始を除く） 12：00～21：00 土・日・祝日（年末年始を除く） 14：00～17：00
犯罪被害者やその家族	**東京都総合相談窓口 （公益社団法人被害者支援都民センター）** https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/hanzai/higaisyamadoguti	**03-3222-9050 042-506-1042 （多摩支所）**	月・木・金（祝日・年末年始を除く） 9：30～17：30 火・水（祝日・年末年始を除く） 9：30～19：00
	東京都性犯罪・性暴力被害者 ワンストップ支援センター （性暴力救援ダイヤルNaNa） https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/hanzai/onestop	**・全国共通フリーダイヤル #8891（携帯電話、NTTアナログ固定電話） 0120-8891-77（NTT ひかり） ・性暴力救援ダイヤルNaNa 03-5577-3899（有料） ・子供・保護者専用性被害相談ホットライン 都内から0120-333-891 都外から03-6811-0850（有料）**	24時間365日受付
	性被害相談窓口 （LINE相談）	**アカウント名 「相談ほっとLINE@東京」**	月・水・金・土（祝日・年末年始を除く） 16：00～21：00　※受付は20：30まで
	警視庁犯罪被害者ホットライン https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/sodan/shien/index.html	**03-3597-7830**	月～金（祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15
	弁護士会犯罪被害者支援センター （東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会） https://www.toben.or.jp/bengoshi/center/madoguchi/higaisya.html http://www.ichiben.or.jp/soudan/trouble/hanzaihigai https://niben.jp/service/soudan/keiji/hanzaihigaisha.html	**03-3581-6666**	月～金（祝日・年末年始を除く） 11：00～16：00 ※必要に応じて面接相談を実施（初回無料）
法律問題に関する相談	**霞が関法律相談センター** https://www.horitsu-sodan.jp/soudan/kasumigaseki.html	**03-3581-1511**	弁護士会による法律相談（有料） 月～金（祝日・年末年始を除く） 9：30～12：00、13：00～16：30
	日本司法支援センター （法テラス） https://www.houterasu.or.jp	**法テラス・ サポートダイヤル 0570-078374 （ナビダイヤル）**	月～金 9：00～21：00 土 9：00～17：00 （祝日・年末年始を除く）

相談の種類	相談機関／ＨＰアドレス	電話番号・LINEアカウント等	受付時間帯
悩んでいる人の相談	**東京都ひきこもりサポートネット** https://www.hikikomori-tokyo.jp/	**0120-529-528** ※メール、訪問、来所、ピアサポーター（ひきこもりの経験がある方やそのご家族）によるオンライン相談も受け付けております。詳細はHPをご参照ください。	月～土（祝日、年末年始を除く） 10：00～17：00
	こころといのちのほっとライン（東京都自殺相談ダイヤル） https://www.hokeniryo1.metro.tokyo.lg.jp/kokonavi/	**0570-087478** （ナビダイヤル）	12：00～翌朝5：30 年中無休
	SNS相談「生きるのがつらいと感じたら…」窓口	**【アカウント名】** **「相談ほっとLINE@東京」**	15:00～22:30 年中無休
	とうきょう自死遺族総合支援窓口	**【電話相談】** **03-5357-1536** **【メール相談】** **ホームページをご覧ください。** https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/tokyo-kaigi/torikumi/izokushienmadoguchi.html	**【電話相談】** 月～金　15:00～19:00 日　13:00～17:00 （祝日を除く） **【メール相談】** 24時間受付（概ね１週間以内に返信）
	東京いのちの電話 https://www.indt.jp/	**03-3264-4343**	24時間（年中無休）
	犯罪お悩みなんでも相談（万引きや暴力、痴漢などの犯罪行為をしてしまうご本人、そのご家族または関係者の方など、あらゆる犯罪に関する悩みをお持ちの方） https://www.restanet-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/soudan/	**03-6907-0511**	火曜日・木曜日・土曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時から午後5時まで

登録番号６(72)

青少年指導者用

人権尊重の社会

～同和問題（部落差別）をはじめとする人権問題理解のために～

令和7年(2025年)　2月　発行

編集・発行　東京都
〒163-8001　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
電話（03）5388－3172（ダイヤルイン）

印　刷　有限会社フリーハンド

non VOC ink eco UV

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

人権尊重の社会